

---

# 令和7年度

## 道内市町村社会福祉協議会における 成年後見制度関係事業に係る実態調査 結果

---

### 目次

#### 1. 調査の概要

#### 2. 調査結果の概要

- (1) 市町村の成年後見制度関係事業の実施状況
- (2) 行政から中核機関を受託している社協の取組状況
- (3) 中核機関は受託していないが、権利擁護センターを設置している社協の取組状況
- (4) 中核機関を受託しておらず、権利擁護センターも設置していないが、法人後見事業等の成年後見制度関係事業を実施している社協の取組状況
- (5) 成年後見制度関係事業を実施していない社協の取組状況
- (6) 社協における職員の資質向上・周辺事業の取組状況
- (7) 社協における市民後見人の養成および市民後見人の活動状況
- (8) 社協における法人後見の取組状況

社会福祉法人北海道社会福祉協議会  
成年後見制度推進バックアップセンター



## 1. 調査の概要

### (1) 目的

道内市町村社会福祉協議会を対象に、成年後見制度関係事業の実施状況を把握し、成年後見制度推進バックアップセンターが市町村や市町村社会福祉協議会からの相談に応じて支援する際の参考として活用するため。

### (2) 対象

道内の市町村社会福祉協議会（179 か所）

### (3) 調査基準日

令和 7 年 10 月 1 日

※一部の調査項目は別の基準日（前年度実績等）を設定。

### (4) 回答方法

Web 上の回答フォームへの入力

### (5) 回答期間

令和 8 年 1 月 7 日～令和 8 年 2 月 25 日

※当初の回答期限は令和 8 年 1 月 30 日であったが、全市町村の状況を把握するため、回答期限を延長するとともに、未回答の市町村社会福祉協議会に対して個別に回答依頼を行った。その結果、令和 8 年 2 月 25 日をもって道内すべての市町村社会福祉協議会より回答を得た。

### (6) 回答数・回答率

179（100%）

### (7) 調査票および本紙「結果」の構成

基本情報と調査票 A は共通項目。市町村社会福祉協議会における成年後見制度関係事業への取組状況（調査票 A において回答）に応じて、調査票 B～E のいずれかに回答。

本紙「結果」では、調査票 A～E の回答内容にもとづき、主要項目の結果を次のとおり分類してまとめた。

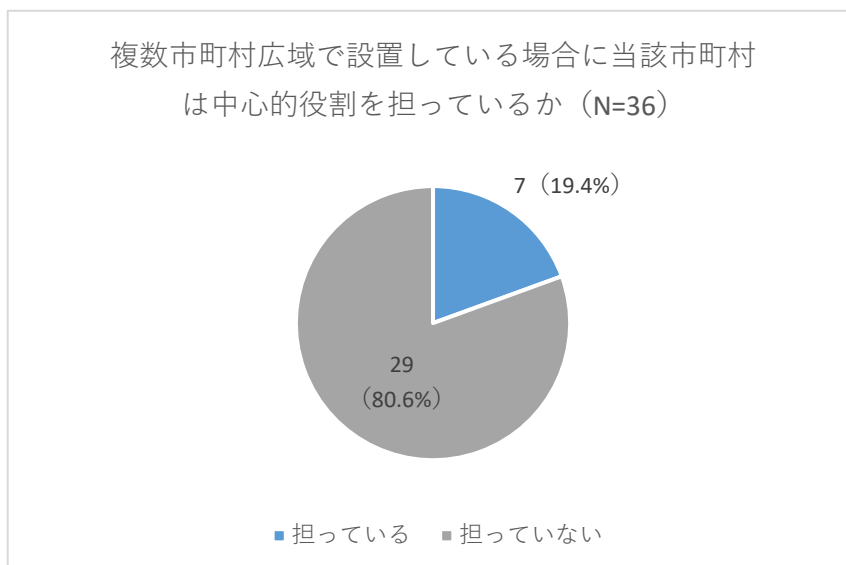
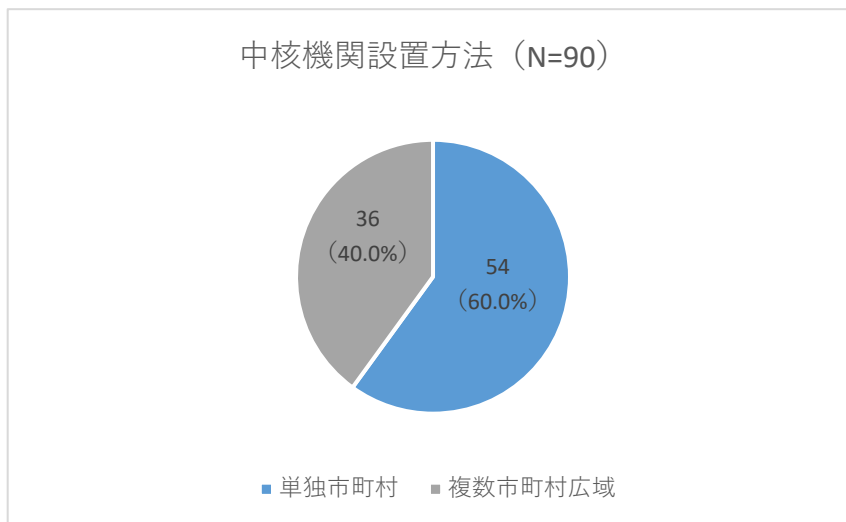
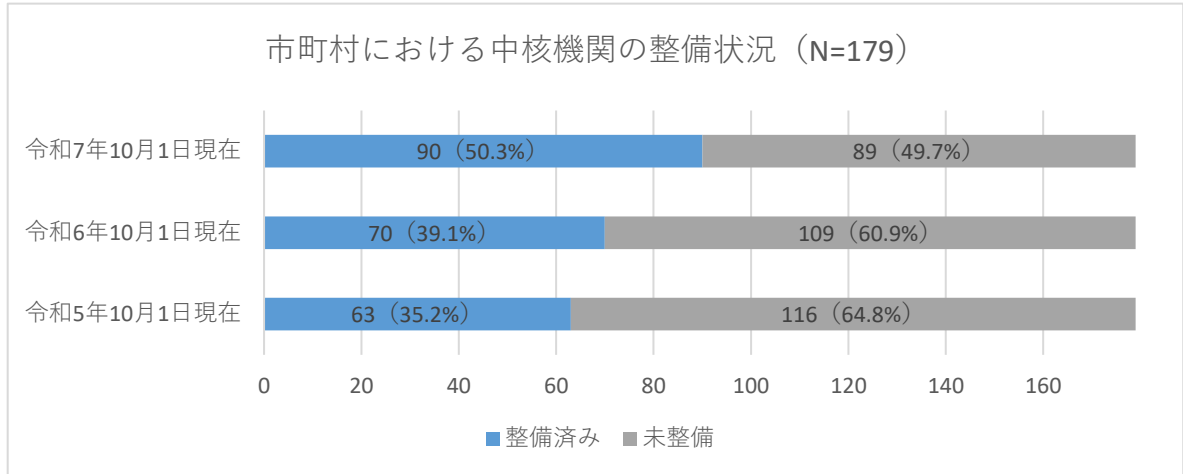
なお、回答内容に明らかな誤りや入力漏れ等が認められた場合には、趣旨を損なわない範囲で当センターにおいて修正を行った。

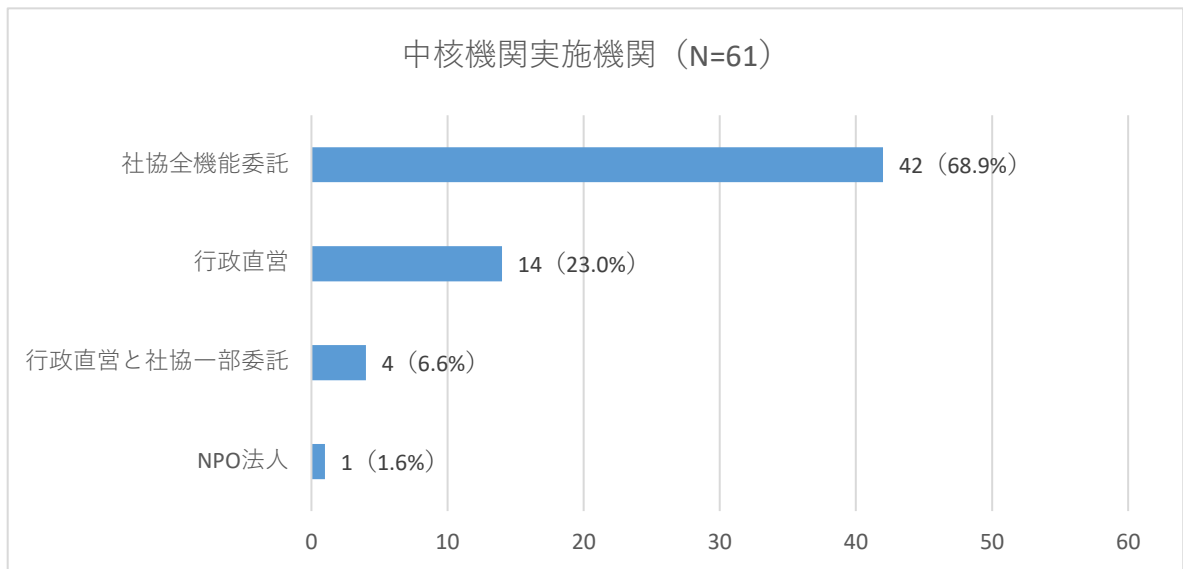
分類項目	調査票
(1) 市町村の成年後見制度関係事業の実施状況	A
(2) 行政から中核機関を受託している社協の取組状況	B
(3) 中核機関は受託していないが、権利擁護センターを設置している社協の取組状況	C
(4) 中核機関を受託しておらず、権利擁護センターも設置していないが、法人後見事業等の成年後見制度関係事業を実施している社協の取組状況	D
(5) 成年後見制度関係事業を実施していない社協の取組状況	E
(6) 社協における職員の資質向上・周辺事業の取組状況	B～E
(7) 社協における市民後見人の養成状況および市民後見人の活動状況	B～D
(8) 社協における法人後見の取組状況	B～E

## 2. 調査結果の概要

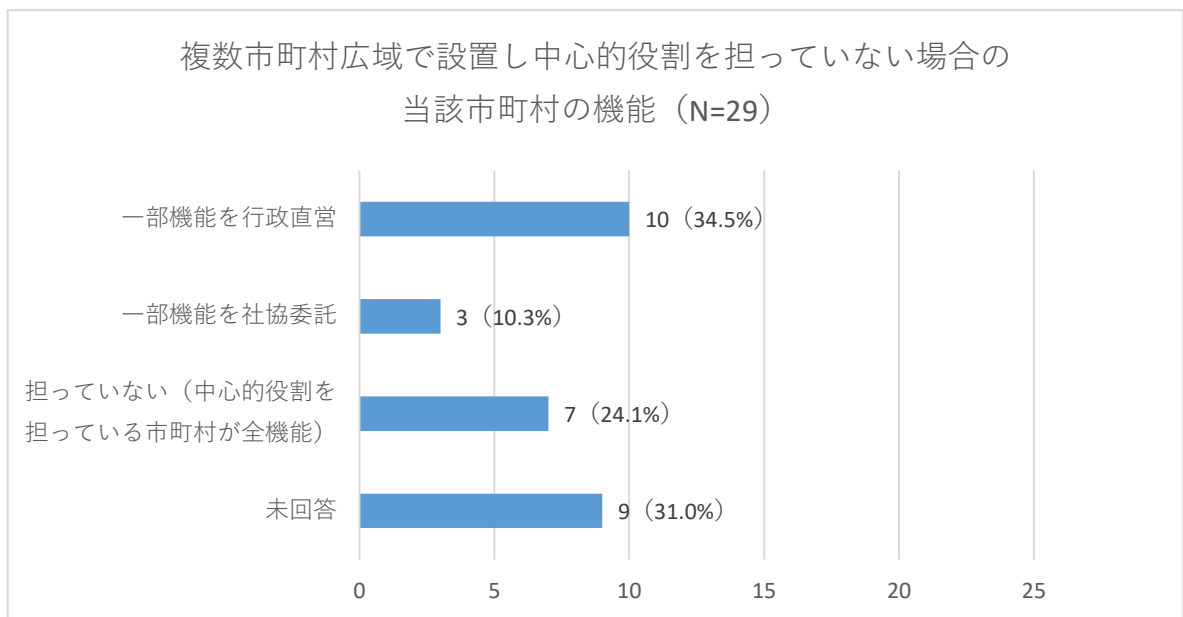
### (1) 市町村の成年後見制度関係事業の実施状況

#### 市町村における中核機関の整備状況





※「単独市町村」「複数市町村広域のうち中心的役割を担っている市町村」の61か所



※「一部機能を担っている」の例：市町村内に一次相談窓口を設置し、市町村で受け付けた相談内容を中心的役割を担っている市町村につなぐ

## 中核機関を整備済みの市町村一覧

No.	振興局名	市町村名	設置方法	複数広域の場合： 中心的役割を担っ ている市町村名	実施機関
1	石狩	札幌市	単独		社協
2		江別市	単独		社協
3		千歳市	単独		社協
4		恵庭市	単独		社協
5		北広島市	単独		社協
6		石狩市	単独		社協
7	渡島	函館市	単独		社協
8		七飯町	単独		行政
9		長万部町	単独		行政
10	檜山	江差町	単独		社協
11		上ノ国町	単独		社協
12		厚沢部町	単独		行政
13		奥尻町	単独		行政
14		今金町	単独		社協
15		せたな町	単独		行政
16	後志	小樽市	複数広域	★ 小樽市	社協
17		黒松内町	単独		社協
18		蘭越町	単独		社協
19		二セコ町	単独		社協
20		真狩村	単独		社協
21		留寿都村	単独		社協
22		喜茂別町	単独		行政
23		京極町	単独		社協
24		倶知安町	単独		行政 + 社協
25		積丹町	複数広域	小樽市	-
26		古平町	複数広域	小樽市	-
27		仁木町	複数広域	小樽市	-
28		余市町	複数広域	小樽市	-
29	赤井川村	複数広域	小樽市	-	
30	空知	美唄市	単独		社協
31		芦別市	単独		行政
32		滝川市	単独		社協
33		砂川市	単独		社協
34		深川市	複数広域	★ 深川市	社協
35		浦臼町	単独		行政
36		新十津川町	単独		社協
37		妹背牛町	複数広域	深川市	-
38		秩父別町	複数広域	深川市	-
39		北竜町	複数広域	深川市	-
40		沼田町	複数広域	深川市	-
41	上川	旭川市	複数広域	★ 旭川市	社協
42		士別市	複数広域	★ 士別市	社協
43		富良野市	単独		社協
44		鷹栖町	複数広域	旭川市	-
45		東神楽町	複数広域	旭川市	-

No.	振興局名	市町村名	設置方法	複数広域の場合： 中心的役割を担っ ている市町村名	実施機関	
46	上川	当麻町	複数広域	旭川市	-	
47		比布町	複数広域	旭川市	-	
48		愛別町	複数広域	旭川市	-	
49		上川町	複数広域	旭川市	-	
50		東川町	複数広域	旭川市	-	
51		美瑛町	複数広域	旭川市	-	
52		上富良野町	単独		社協	
53		中富良野町	単独		行政	
54		和寒町	複数広域	士別市	-	
55		剣淵町	複数広域	士別市	-	
56		幌加内町	複数広域	士別市	-	
57	留萌	苫前町	単独		行政	
58		羽幌町	単独		行政 + 社協	
59	宗谷	枝幸町	単独		行政	
60	オホーツク	北見市	複数広域	★ 北見市	社協	
61		紋別市	単独		社協	
62		津別町	複数広域	北見市	-	
63		訓子府町	複数広域	北見市	-	
64		置戸町	複数広域	北見市	-	
65	胆振	室蘭市	複数広域	★ 室蘭市	社協	
66		苫小牧市	複数広域	★ 苫小牧市	社協	
67		登別市	複数広域	室蘭市	-	
68		伊達市	単独		社協	
69		社警町	複数広域	室蘭市	-	
70		白老町	単独		行政	
71		厚真町	複数広域	苫小牧市	-	
72		洞爺湖町	複数広域	室蘭市	-	
73		安平町	複数広域	苫小牧市	-	
74		むかわ町	複数広域	苫小牧市	-	
75	日高	平取町	単独		社協	
76		新冠町	単独		行政	
77		新ひだか町	単独		行政	
78	十勝	帯広市	単独		社協	
79		音更町	単独		社協	
80		上士幌町	単独		社協	
81		鹿追町	単独		社協	
82		新得町	単独		NPO法人	
83		芽室町	単独		社協	
84		更別村	単独		社協	
85		幕別町	単独		社協	
86		池田町	単独		行政 + 社協	
87		足寄町	単独		行政 + 社協	
88		釧路	釧路市	単独		社協
89		根室	別海町	単独		社協
90	中標津町		単独		社協	

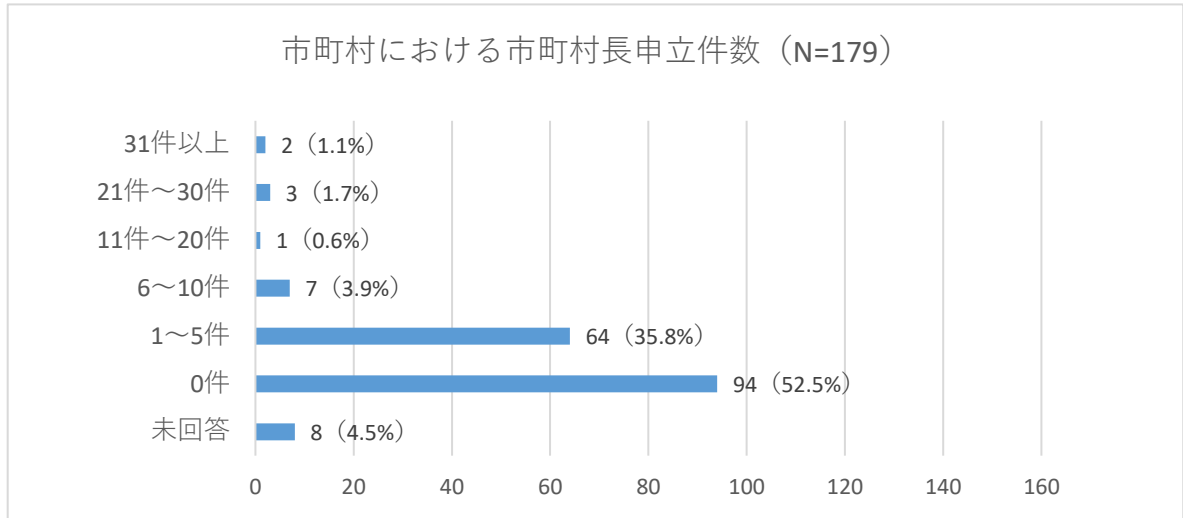
\* 単独：単独市町村、複数広域：複数市町村広域

実施機関	市町村数
社協	42
行政 + 社協	4
行政	14
NPO法人	1
-	29
合計	90

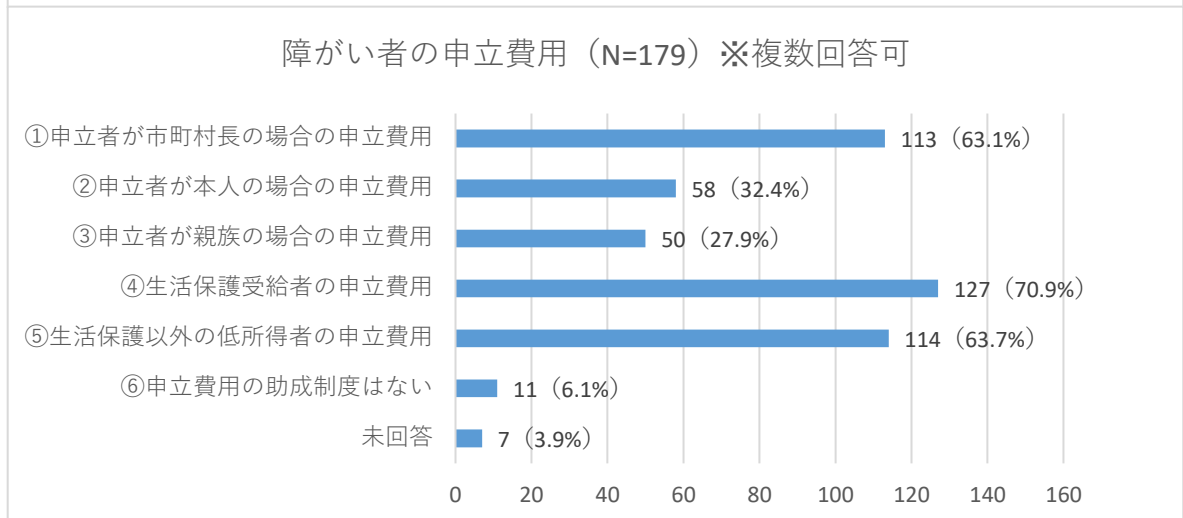
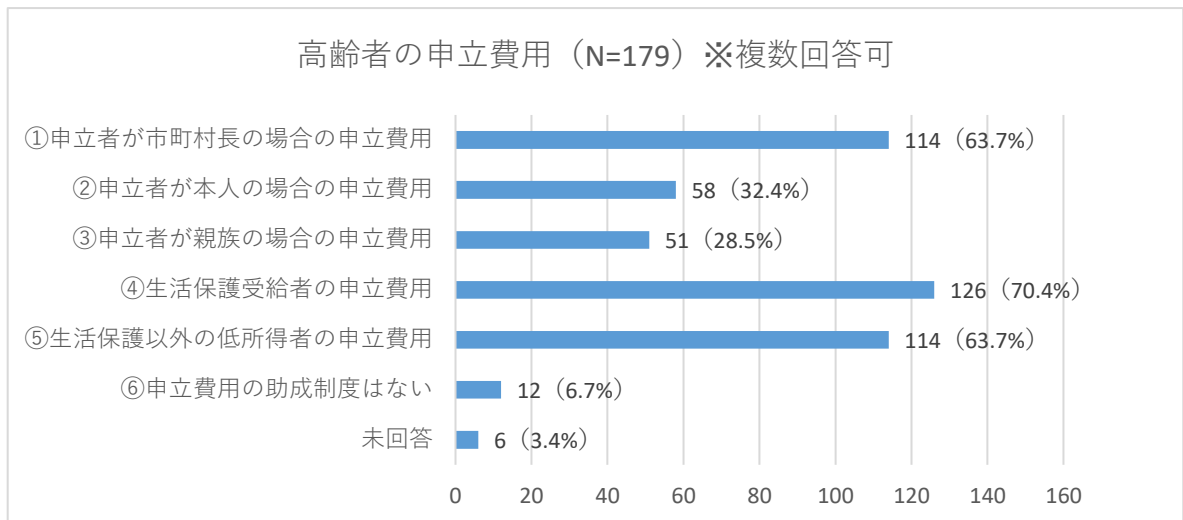
46

※複数広域で中心的役割を担っていない市町村

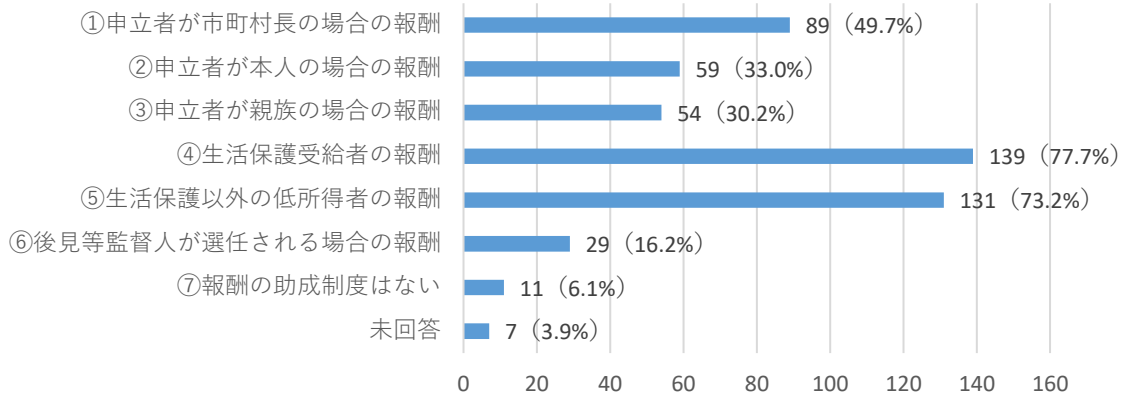
## 市町村における市町村長申立件数（前年度実績）



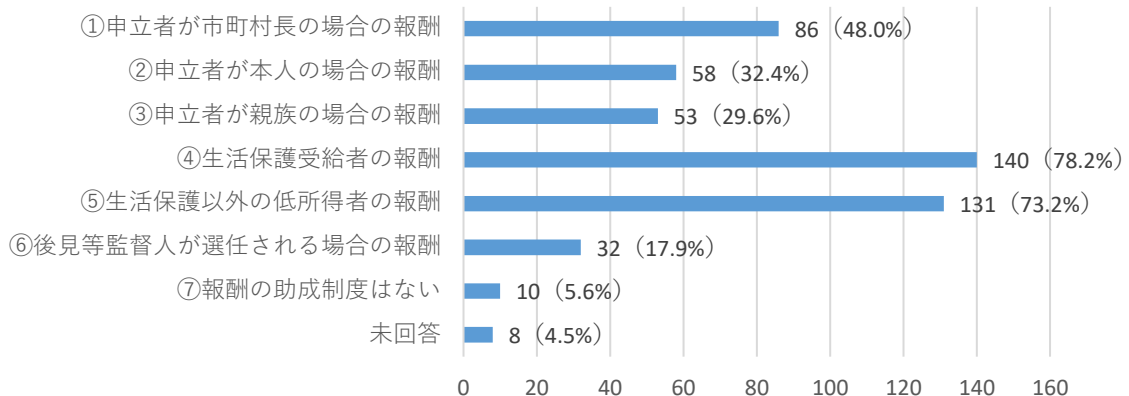
## 市町村における成年後見制度利用支援事業の助成対象



### 高齢者の報酬（N=179）※複数回答可



### 障がい者の報酬（N=179）※複数回答可

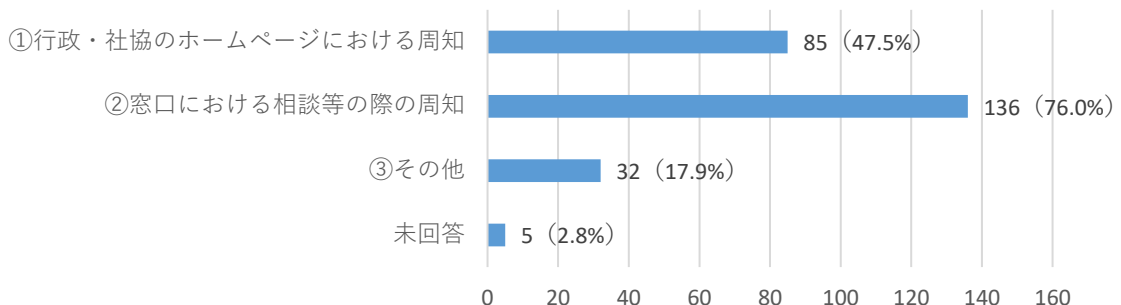


### 社協における成年後見制度利用支援事業の利用の有無（前年度実績）

区分	あり	なし	未回答
高齢者の申立費用	4 (2.2%)	166 (92.7%)	9 (5.0%)
障がい者の申立費用	0 (0.0%)	169 (94.4%)	10 (5.6%)
高齢者の報酬	37 (20.7%)	136 (76.0%)	6 (3.4%)
障がい者の報酬	19 (10.6%)	152 (84.9%)	8 (4.5%)

### 市町村における成年後見制度利用支援事業の周知方法

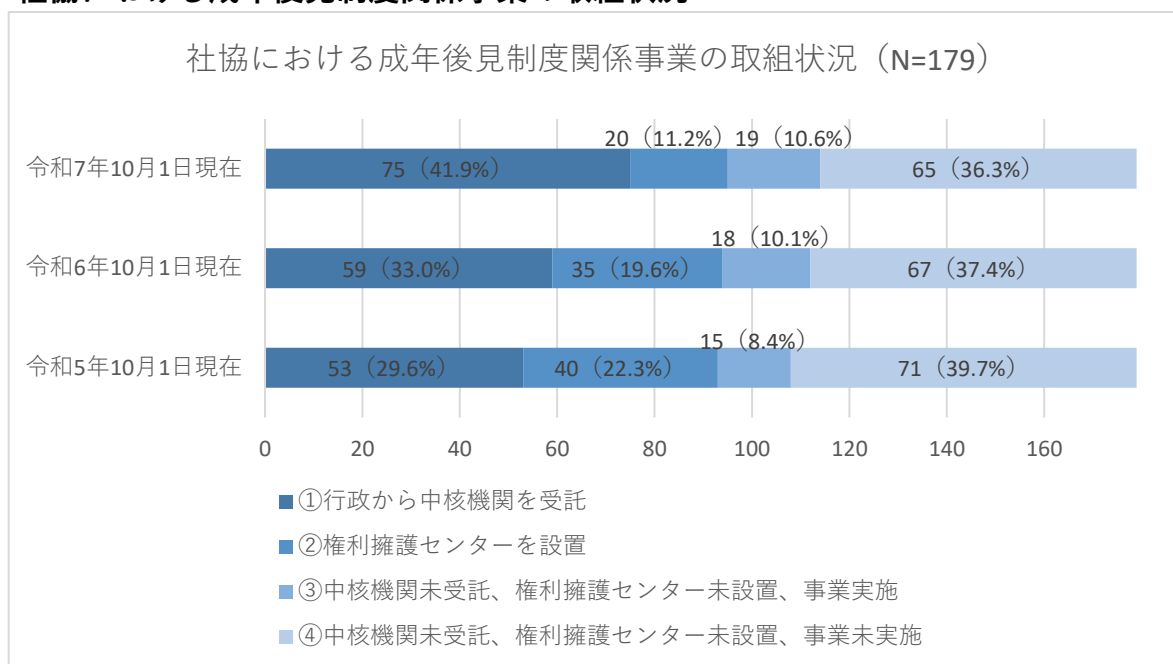
#### 成年後見制度利用支援事業の周知方法（N=179）※複数回答可



「その他」の内容 ※「未周知」を除く

- ・ センター独自作成のパンフレットやチラシ等による周知
- ・ パンフレットを作成し広報に折込み、全戸配布
- ・ ポスターや口コミでの周知
- ・ リーフレット配付、セミナー実施
- ・ 回覧等による周知
- ・ 各省庁作成リーフレット等の利用
- ・ 個別相談や研修会等の場面で説明
- ・ 公共機関、関係機関等にチラシ、カードを設置
- ・ 広報
- ・ 広報、包括だより、地域の集いの場での講話
- ・ 広報誌でのPR、老人クラブ等福祉団体の会合等で周知
- ・ 行政の広報誌にて周知
- ・ 行政の広報誌による周知
- ・ 行政ホームページ
- ・ 高齢者生活安心ガイドブックを全戸配布
- ・ 社協広報誌による周知
- ・ 障がい福祉計画、障がい福祉のしおりを行政ホームページに掲載
- ・ 成年後見センターで、年1回パンフレットを全戸配布
- ・ 成年後見制度そのものが促進されていないため特になし
- ・ 積極的に周知をしていない。
- ・ 全町民に社協だより配布
- ・ 地域ケア会議等の参加
- ・ 町広報誌
- ・ 当会の広報誌に内容掲載
- ・ 当センターのホームページにおける周知

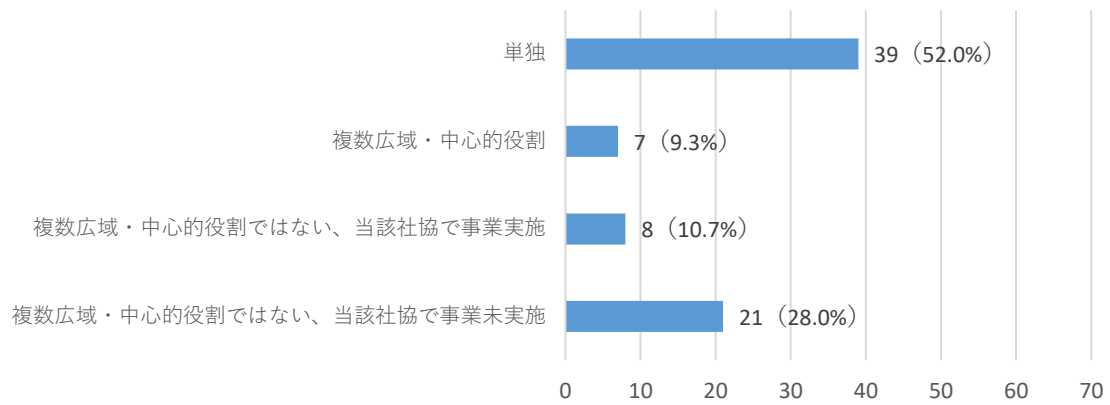
## 社協における成年後見制度関係事業の取組状況



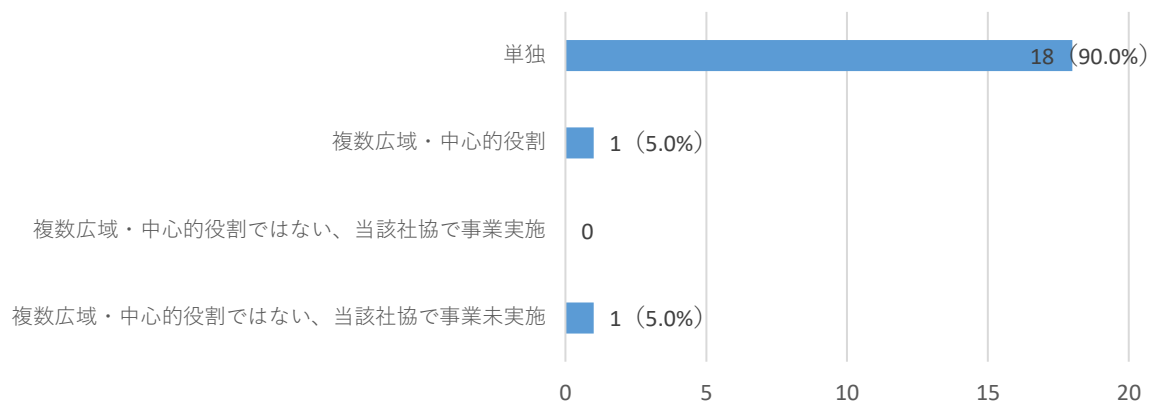
※①行政から中核機関を受託：行政直営＋社協委託を含む、複数市町村広域による設置を含む

※②権利擁護センターを設置：複数市町村広域による設置を含む

「①行政から中核機関を受託」の内訳 (N=75)



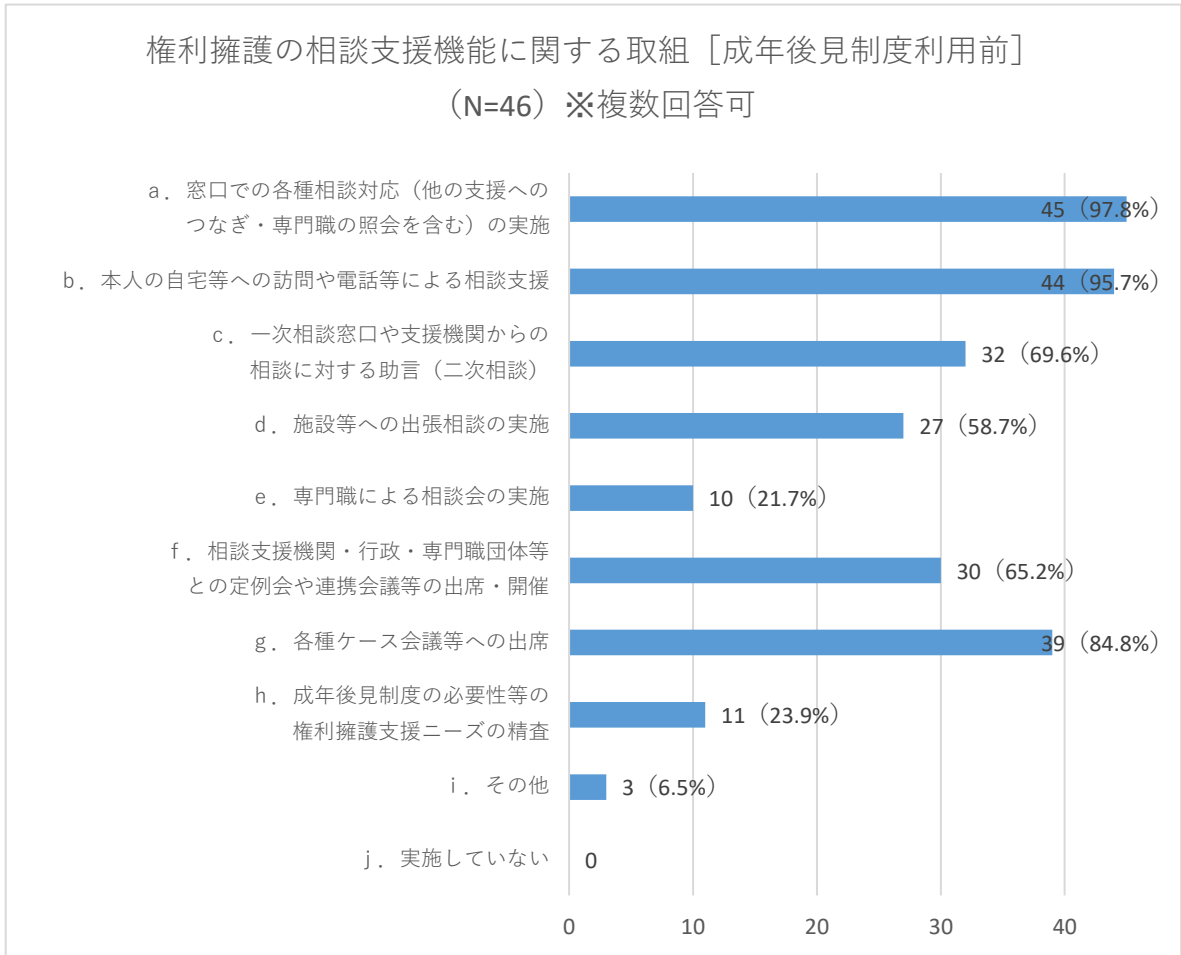
「②権利擁護センターを設置」の内訳 (N=20)



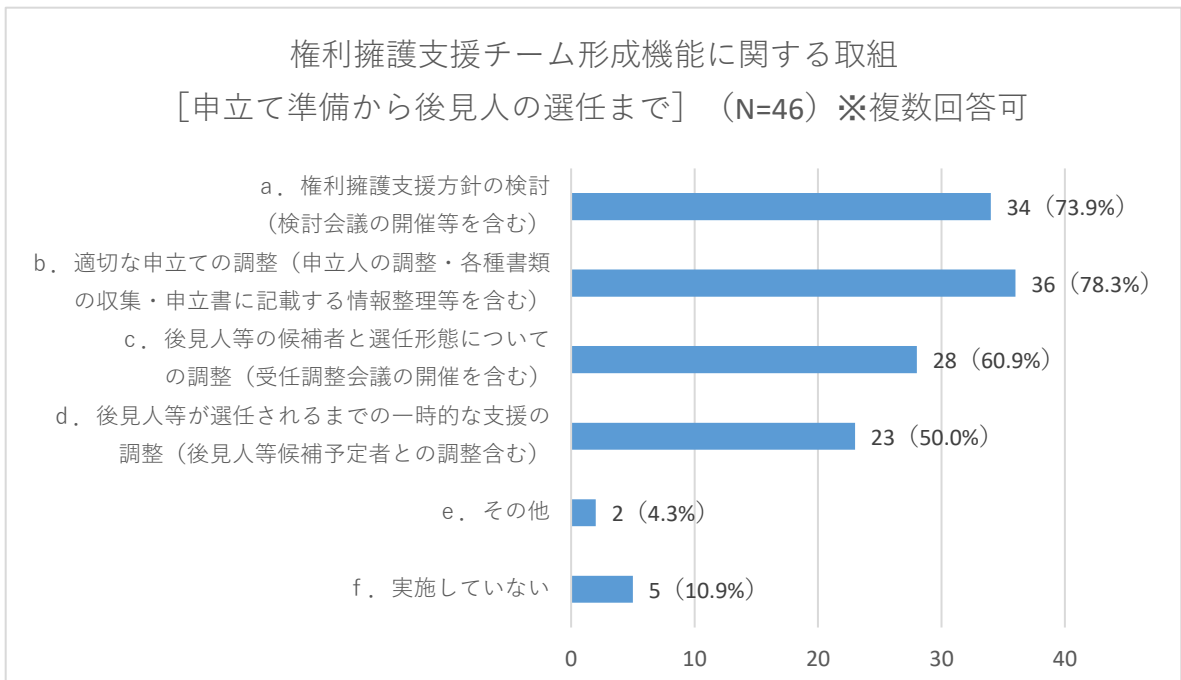
## (2) 行政から中核機関を受託している社協の取組状況

※46か所：単独市町村で設置しているか、複数市町村広域による設置で中心的役割を担っている社協

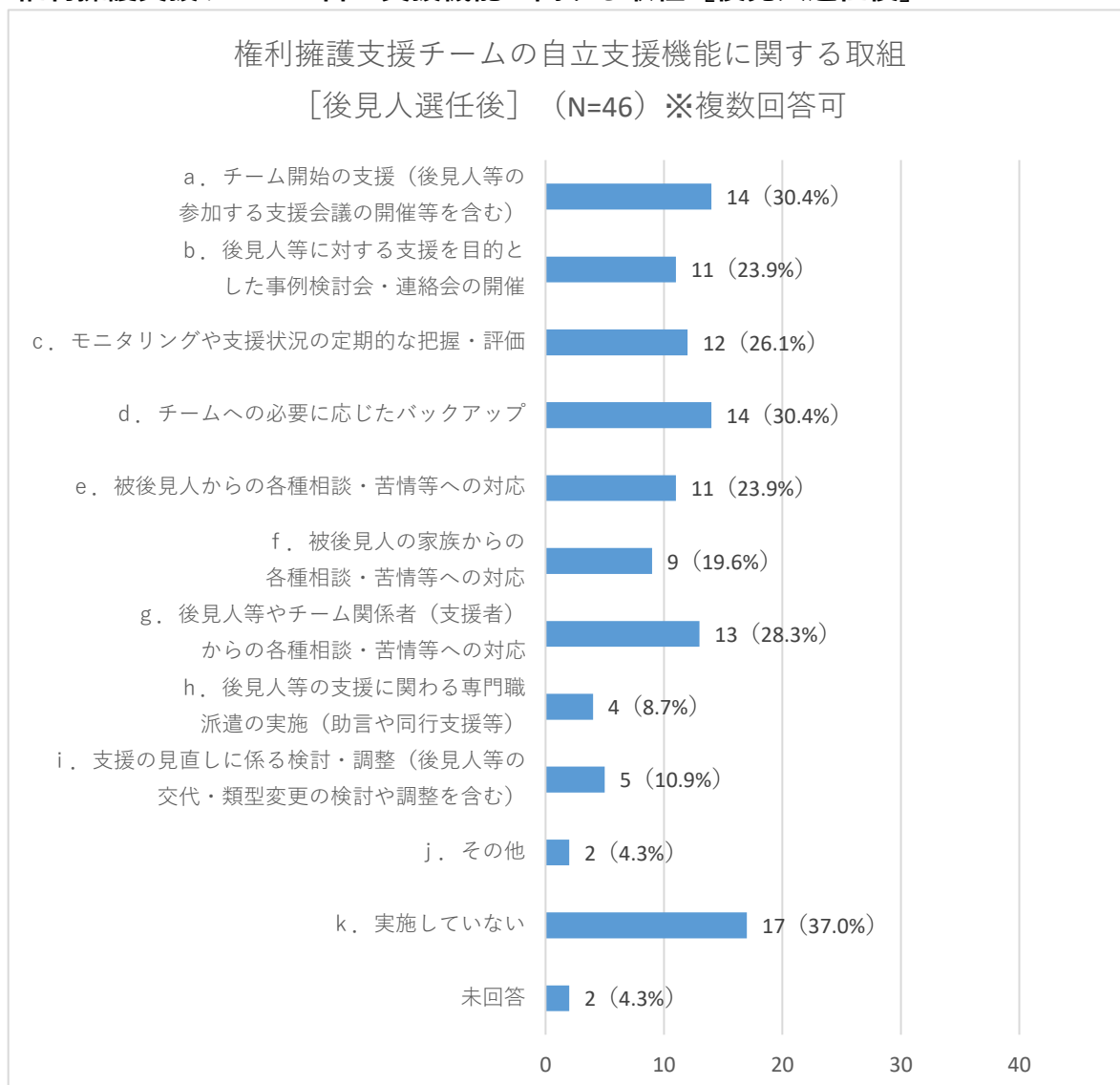
### 権利擁護の相談支援機能に関する取組 [成年後見制度利用前]



### 権利擁護支援チーム形成機能に関する取組 [申立て準備から後見人の選任まで]



## 権利擁護支援チームの自立支援機能に関する取組 [後見人選任後]



### 相談・苦情等の主要内容とその際の対応

#### 「e. 被後見人からの各種相談・苦情等への対応」について、 受けたことのある相談・苦情等の主要内容とその際の対応

- ・ 「後見人に相談して良い問題か」と問い合わせがあり、良いと回答した。
- ・ 居宅における生活全般や施設における対応など生活全般
- ・ 金銭や生活の事を相談、報告なく進められてしまい、補助人が就く前より困る事が増えた  
→ 補助人所属団体への苦情申し立てを支援
- ・ 現時点では相談の実績はない
- ・ 行政と協議（施設の苦情）
- ・ 相続手続きについて迅速な対応を求められ、それに応じた
- ・ 定期的に被後見人と面会し話を伺っている。
- ・ 保佐人の支援内容などに対する不満や苦情に関する相談があった場合、担当書記官への報告等
- ・ 法的な事案・意思決定支援について必要時都度後見支援会議を開催して頂いている。

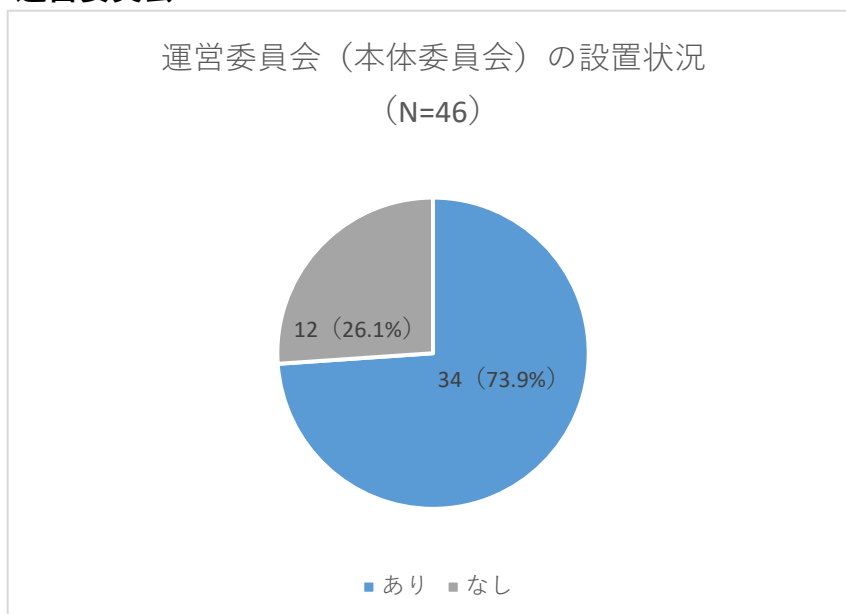
「f. 被後見人の家族からの各種相談・苦情等への対応」について、  
受けたことのある相談・苦情等の主要内容とその際の対応

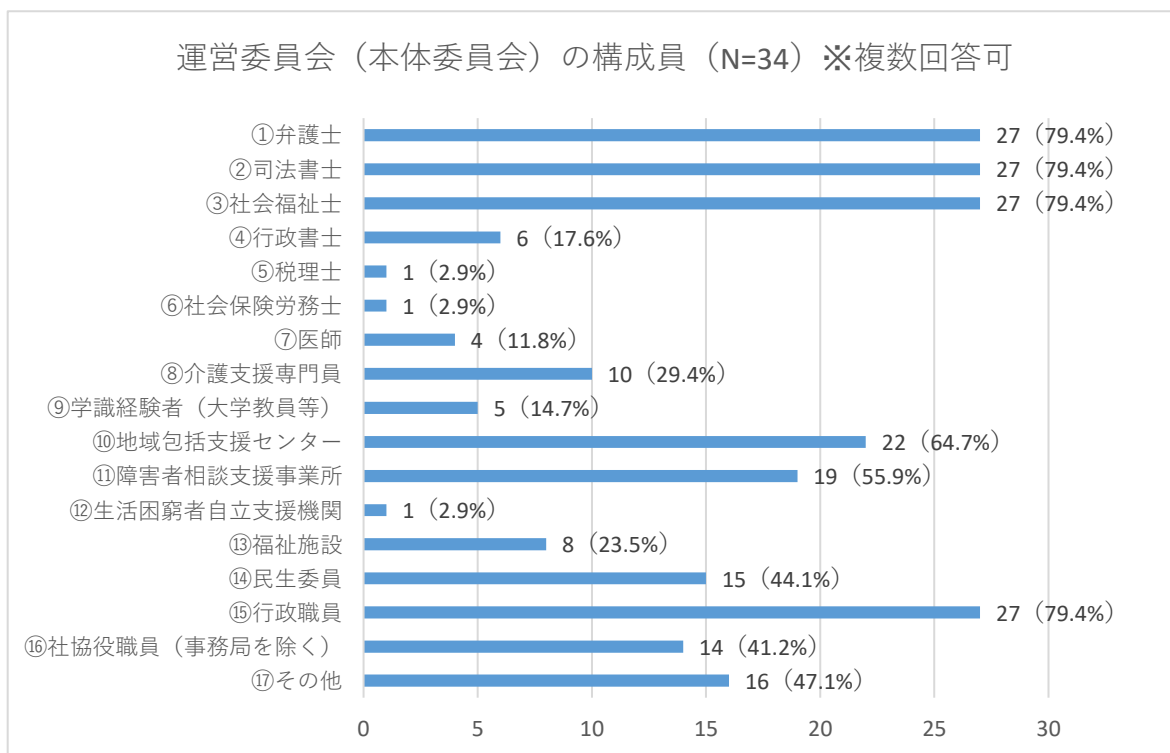
- ・ 「後見人とうまくやりとりができない」と話があり、仲介した。
- ・ 現時点では相談の実績はない
- ・ 後見人等との信頼関係が構築できない（連携不足からの不信感）  
→ 家族、関係者との連携会議の開催
- ・ 被後見人との面会について / 後見人等に対する訪問頻度の確認及び助言等
- ・ 被補助人の兄より遺産分割協議の対応について補助人に対する苦情。  
本人も補助人に対し怯えている様子が伺え、本人による解任申立。
- ・ 法定後見・任意後見・日常生活自立支援事業などについて制度説明及び情報提供

「g. 後見人等やチーム関係者（支援者）からの各種相談・苦情等への対応」について、  
受けたことのある相談・苦情等の主要内容とその際の対応

- ・ チーム関係者から後見人に対する苦情が聞かれたので、傾聴した  
（関係者は具体的な支援を求めていなかった）
- ・ 後見人から、被後見人との関わり方が難しくなったとの相談から、関係者を集めて  
情報共有やそれぞれの役割分担について確認する会議を招集した
- ・ 後見人が対応できること、できないことなどの説明を行い関わり方の助言を行った。
- ・ 市民後見人や親族後見人からの相談があった場合、必要な支援等の対応を行う
- ・ 支援者から後見人等の役割について疑問→関係者と協議
- ・ 施設職員等からの相談対応等
- ・ 社会福祉協議会の法人後見及び親族後見人に対する支援
- ・ 法定後見・任意後見・日常生活自立支援事業などについて制度説明及び情報提供
- ・ 本人が繰り返し無銭旅行などの問題行動があり、度重なる助言も本人に変化がない。  
支援チームとして対応方法の会議を提案

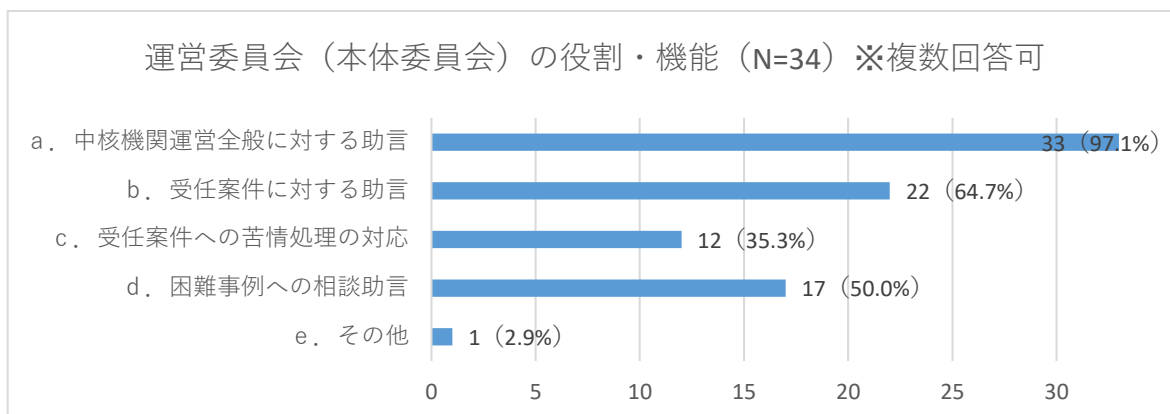
## 運営委員会





「その他」の内容

- ・ 人権擁護委員 ×2
- ・ 精神保健福祉士 ×2
- ・ 医療ソーシャルワーカー
- ・ 医療機関相談援助職、中核機関運営に参加する自治体等が選出した代表者
- ・ 金融機関、医療機関、市民後見人候補者
- ・ 金融機関、消費者協会
- ・ 公証人、精神保健福祉士、障がい者基幹相談支援センター他
- ・ 障がい者当事者団体
- ・ 生命保険協会、MSW協会、在宅福祉委員会、障がい者基幹相談支援センター
- ・ 精神保健福祉士、医療ソーシャルワーカー、家庭裁判所
- ・ 精神保健福祉士、町内会
- ・ 地域福祉実践計画推進会議推進委員
- ・ 町内会連合会、医療機関
- ・ 法人後見受任機関

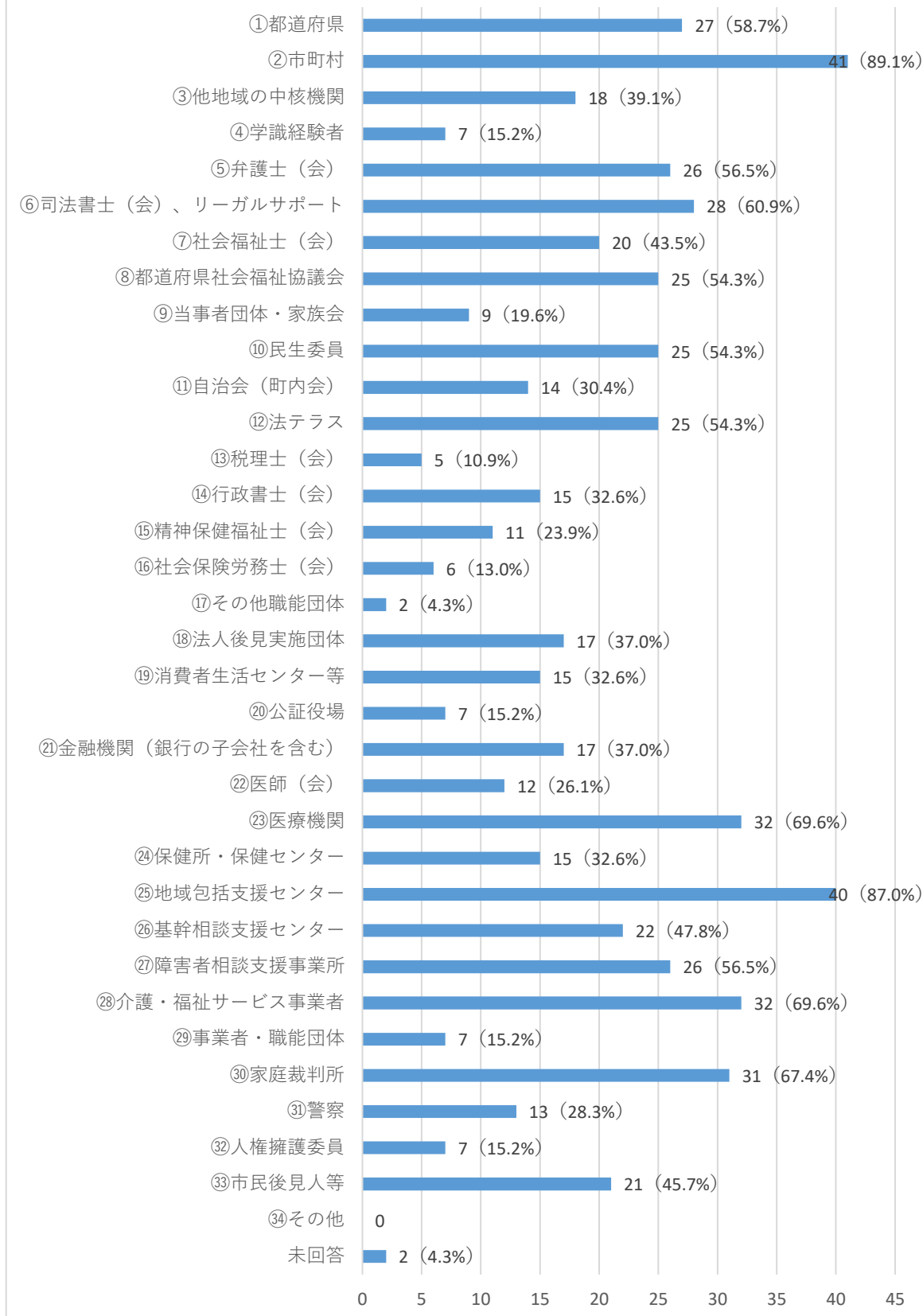


「その他」の内容

- ・ 成年後見制度推進に向けた地域課題への意見・提案

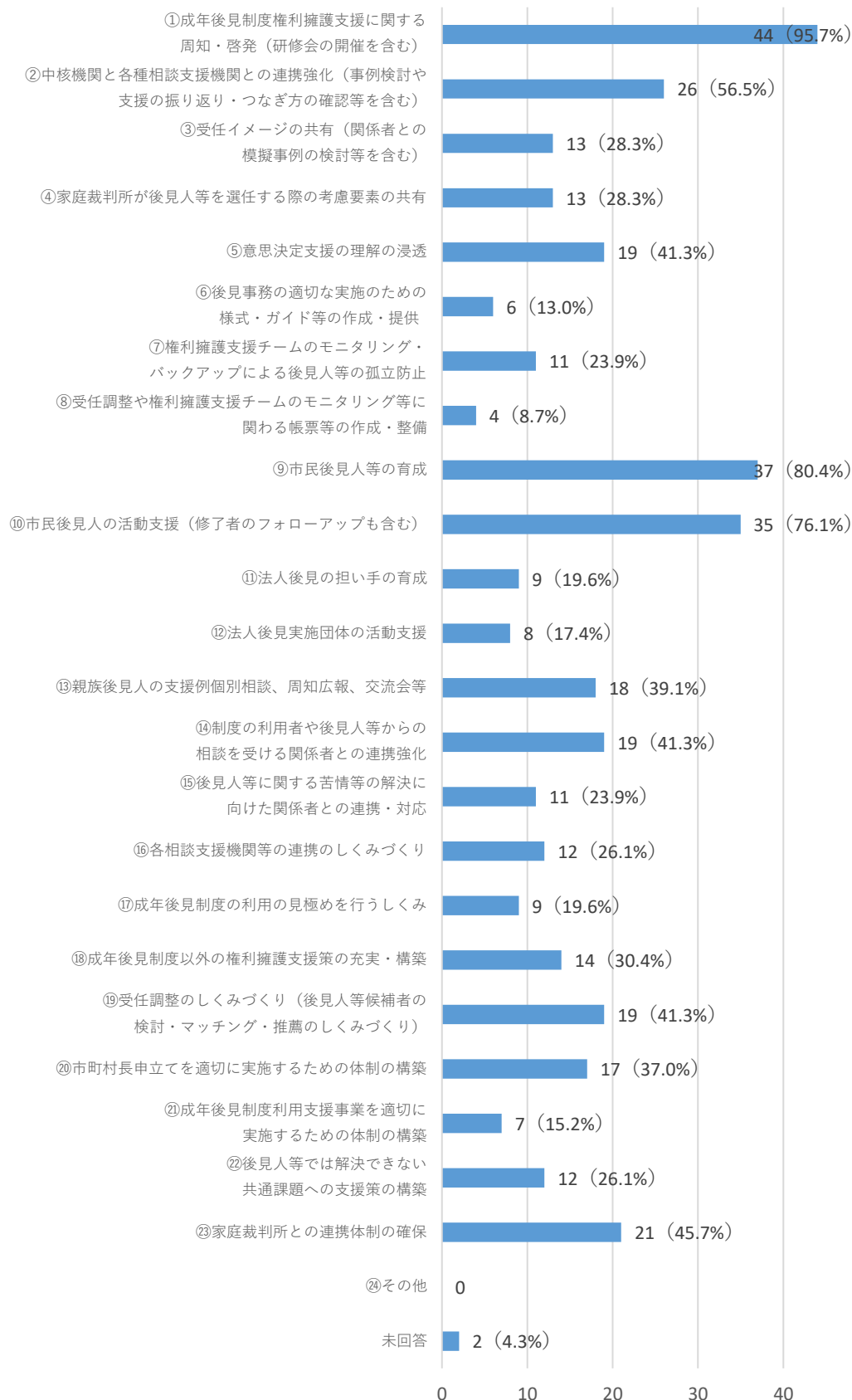
## 個別事案への支援（権利擁護支援チームへの支援）

個別事案への支援（権利擁護支援チームへの支援）において、現状のしくみや関係性で、中核機関が連携することが可能である機関・団体  
(N=46) ※複数回答可

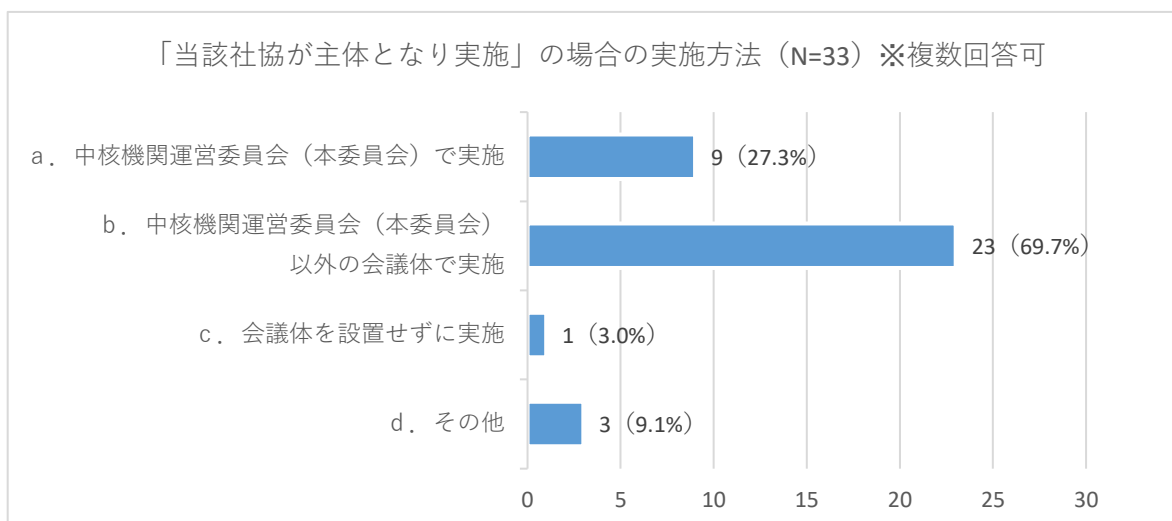
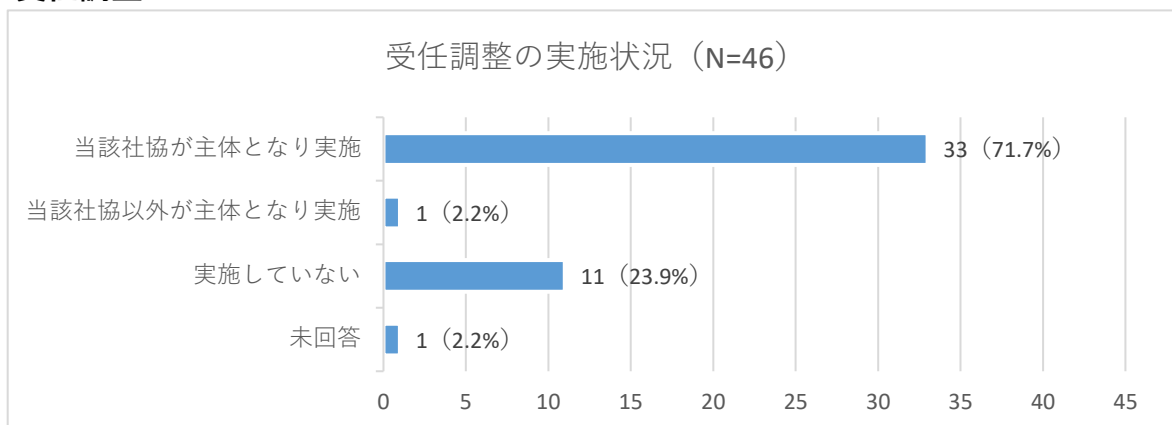


「共通理解の促進」「多様な主体の参画・活躍」「機能強化のためのしくみづくり」の取り組み

地域連携ネットワークの機能を強化するための「共通理解の促進」「多様な主体の参画・活躍」「機能強化のためのしくみづくり」の取り組みについて、中核機関が関わっているもの (N=46) ※複数回答可



## 受任調整



### 「当該社協が主体となり実施」の場合の対象事案、調整内容 ※未回答を除く

#### a. 中核機関運営委員会（本委員会）で実施

- ・ これまで市町村長申立ケースしか検討したことがない。ほぼ法人後見で受けれるかのみを検討している。
- ・ 市町村長申立ての事案で、市町村から依頼があった場合に実施。委員会委員のうち任意の委員で構成する専門部会で協議・決定している。
- ・ 市町村長申立て、親族申立て、本人申立ての事案について実施。弁護士、司法書士、法人(社協)、市民後見人の内、適切な候補者を協議、決定している。
- ・ 市町村長申立ての事案のみ実施。弁護士、司法書士、社会福祉士等で構成する「受任調整のための会議」で受任先を協議し、関係市町村に答申している。
- ・ 社協で受けた相談が対象。法人後見か専門職受任かを協議。
- ・ 受任候補者が不在の事案について、適切な候補者の職域を協議し意見書を提出している。
- ・ 特に定めていない

#### a. 中核機関運営委員会（本委員会）で実施／b. 中核機関運営委員会（本委員会）以外の会議体で実施／d. その他

- ・ 市町村長申立ての事案のみ実施・法人後見実施法人から調整

## b. 中核機関運営委員会（本委員会）以外の会議体で実施

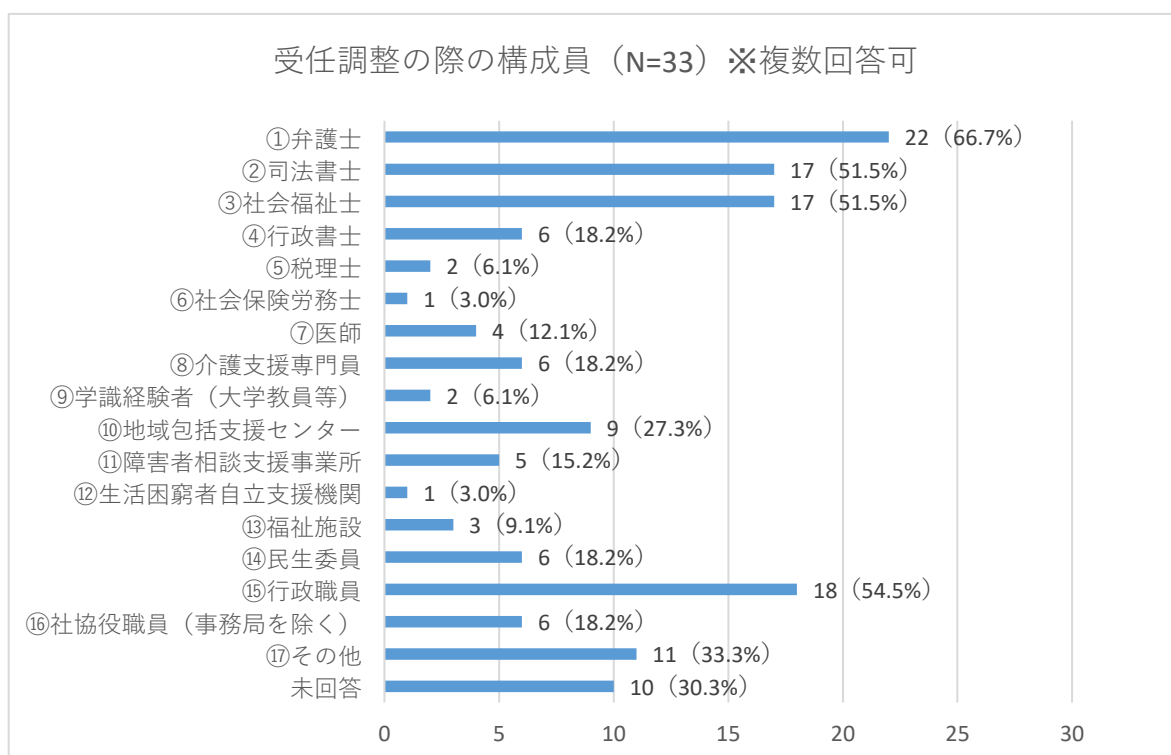
- ・ 家庭裁判所からの市民後見人推薦依頼があった場合実施。  
市民後見人の中から適する候補者を協議の上選任。
- ・ 家庭裁判所から市民後見人推薦依頼を受けた案件
- ・ 後見支援センターに寄せられた事案については、弁護士、司法書士、社会福祉士、社協、行政と調整
- ・ 市長・町長申立案件のうち、市町が成年後見人候補者をどの職種にしたらよいか決めかねるケース
- ・ 市町村長申立事案、関係機関からの依頼、本人や親族から依頼があった場合
- ・ 市町村長申立ての事案のみ実施。  
弁護士、司法書士、法人（社協）の中から適する候補者を協議・決定している。
- ・ 市町村長申立ての事案、家庭裁判所からの受任依頼事案、社会福祉協議会の法人後見を希望する事案に対し、後見人等の職種を選定。
- ・ 市民後見人または法人後見受任の適否について審議し、審査会意見を家裁へ上申している
- ・ 社会福祉協議会への相談依頼について対応。専門職・法人後見で候補者を協議。
- ・ 社協が候補者として挙げた事案を対象として実施。  
社協が法人後見受任をすることが妥当かどうかを協議・決定している。
- ・ 受任調整会議
- ・ 成年後見制度の適否に関する事、成年後見人等候補者の調整・選定、法人後見及び市民後見人等への相談、助言
- ・ 町長申立事案について実施。町職員、市民後見人、関係機関職員、社協により協議
- ・ 法律職、社会福祉士、法人（社協）の中から適する候補者を協議している。
- ・ 市町村長申立ての事案のみ実施。主に職性検討として、司法専門職、福祉専門職、市民後見人（法人）、市民後見人（個人）、司法と福祉、司法と市民、福祉と市民の中から決定している。

## c. 会議体を設置せずに実施

- ・ 必要時に実施。法テラス（弁護士）、司法書士、法人後見（社協）等から候補者を協議している

## d. その他

- ・ 町長申立ての事案のみ実施

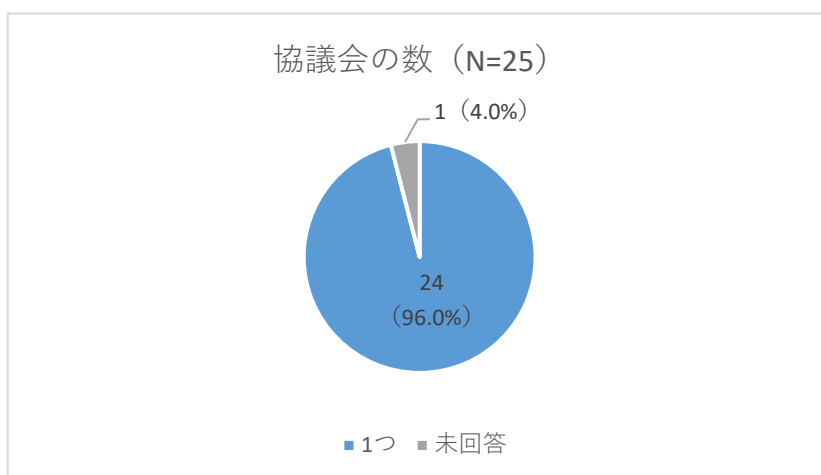
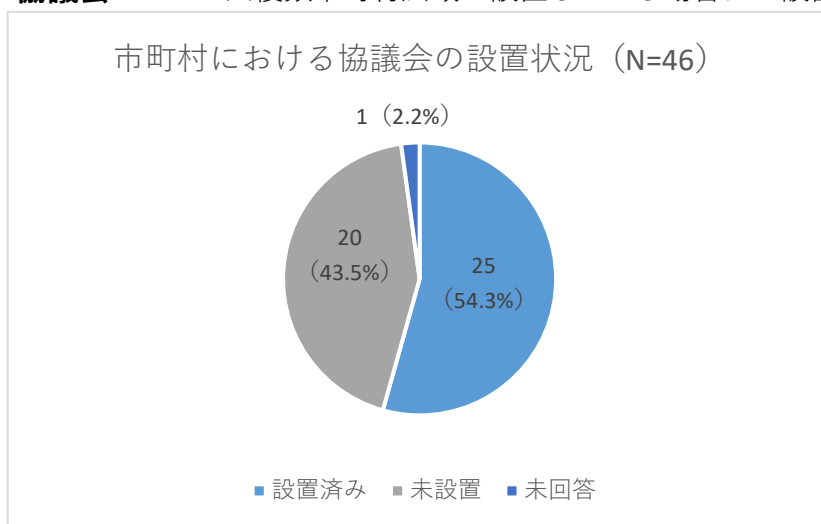


「その他」の内容

- ・ 精神保健福祉士 ×5
- ・ NPO法人、一般社団法人
- ・ 医療機関相談援助職、中核機関運営に参加する自治体等が選出した代表者
- ・ 市民後見人候補者
- ・ 人権擁護委員
- ・ 町内会連合会、医療機関
- ・ 保健・医療・福祉関係者

## 協議会

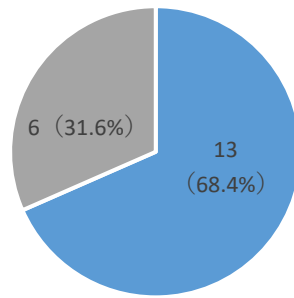
※複数市町村広域で設置している場合は「設置済み」とする



## 協議会の事務局 ※未回答を除く

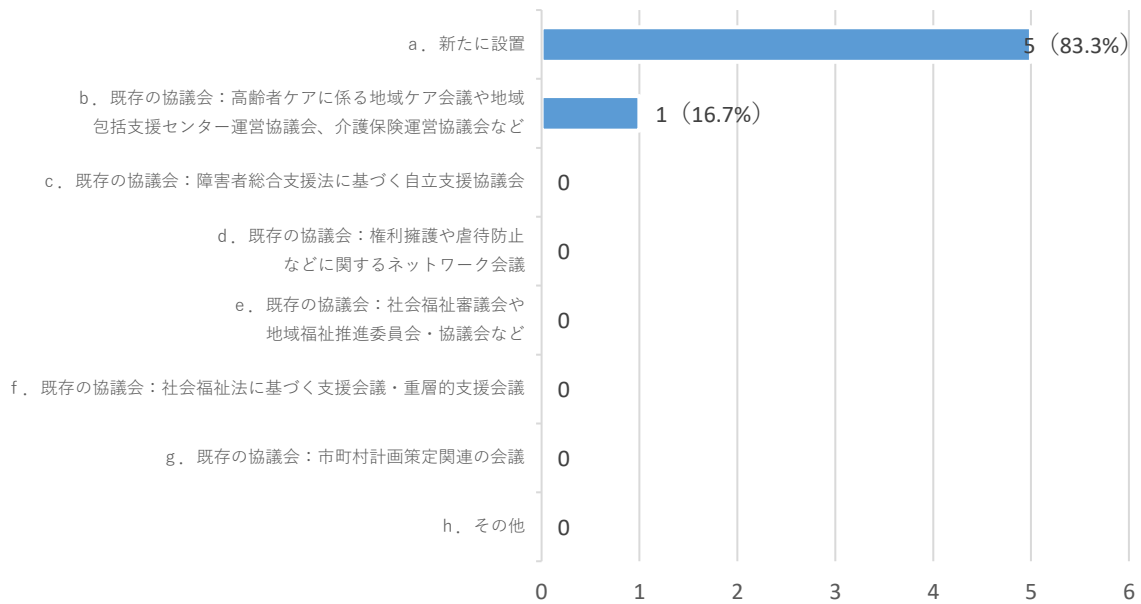
- ・ 社協 ×14
- ・ 行政が設置し一部機能を社協に委託 ×2
- ・ 行政と共同で設置
- ・ 中核機関（社協）と行政（複数広域で中心的役割を担っている市）が事務局を担当
- ・ 近隣8町村で一部機能を広域で実施しており、京極町社協が事務局
- ・ 行政 ×3

### 協議会設置方法 (N=19)

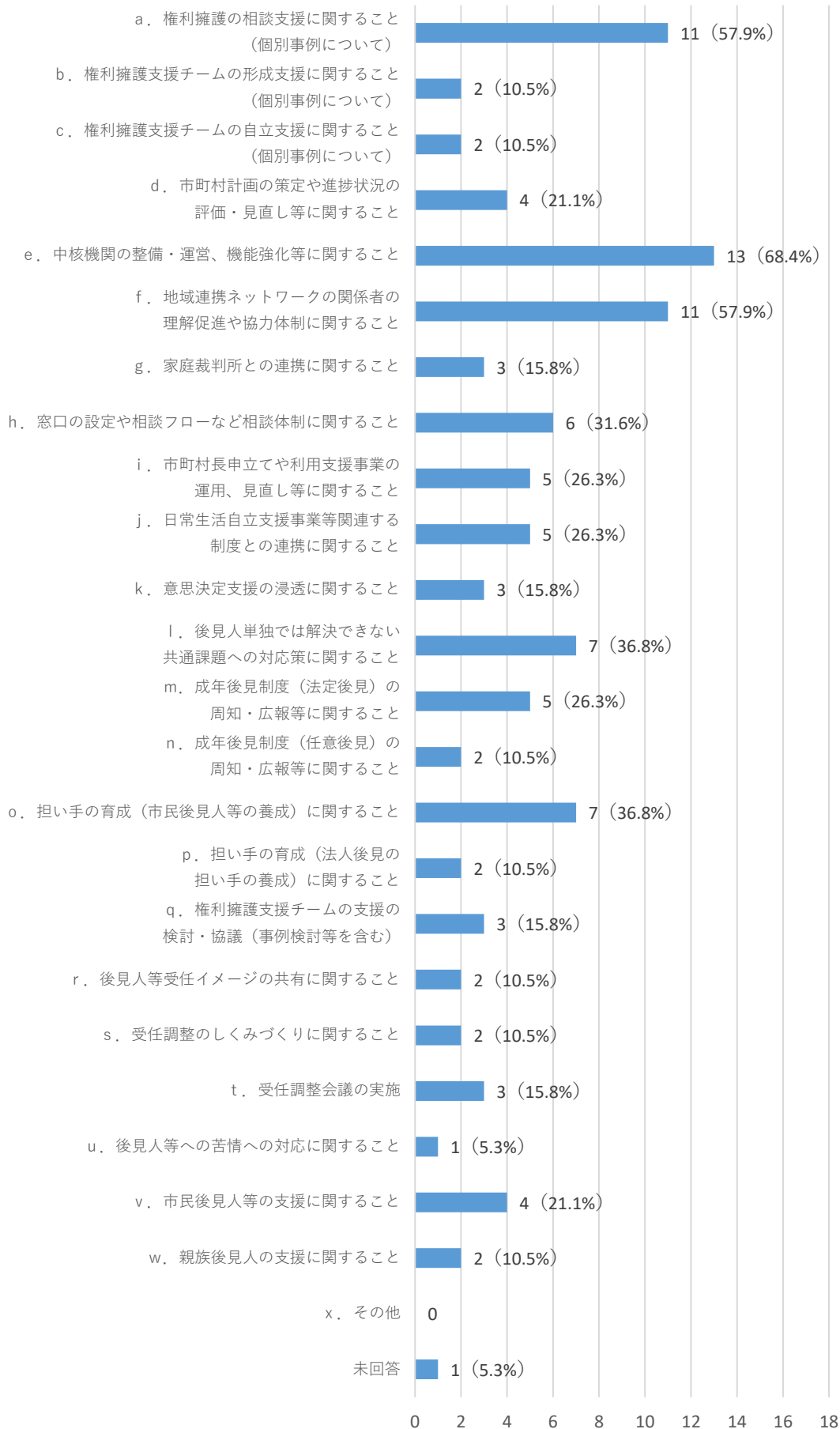


- 中核機関の運営委員会（本委員会）を活用して設置
- 中核機関の運営委員会（本委員会）以外に新たに設置、もしくは既存の協議会を活用して設置

### 「中核機関の運営委員会（本委員会）以外」の詳細 (N=6) ※複数回答可



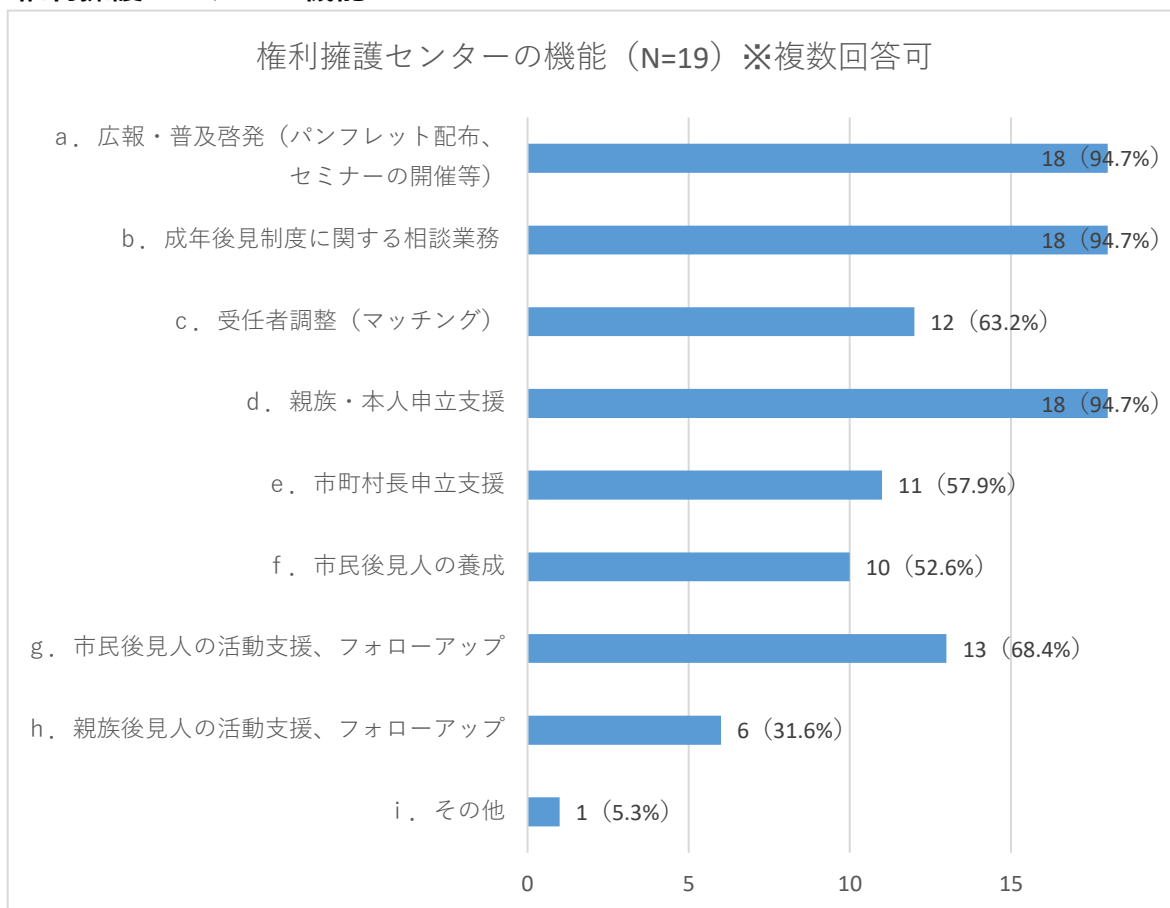
## 協議会における検討事項（N=19）※複数回答可



### (3) 中核機関は受託していないが、権利擁護センターを設置している社協の取組状況

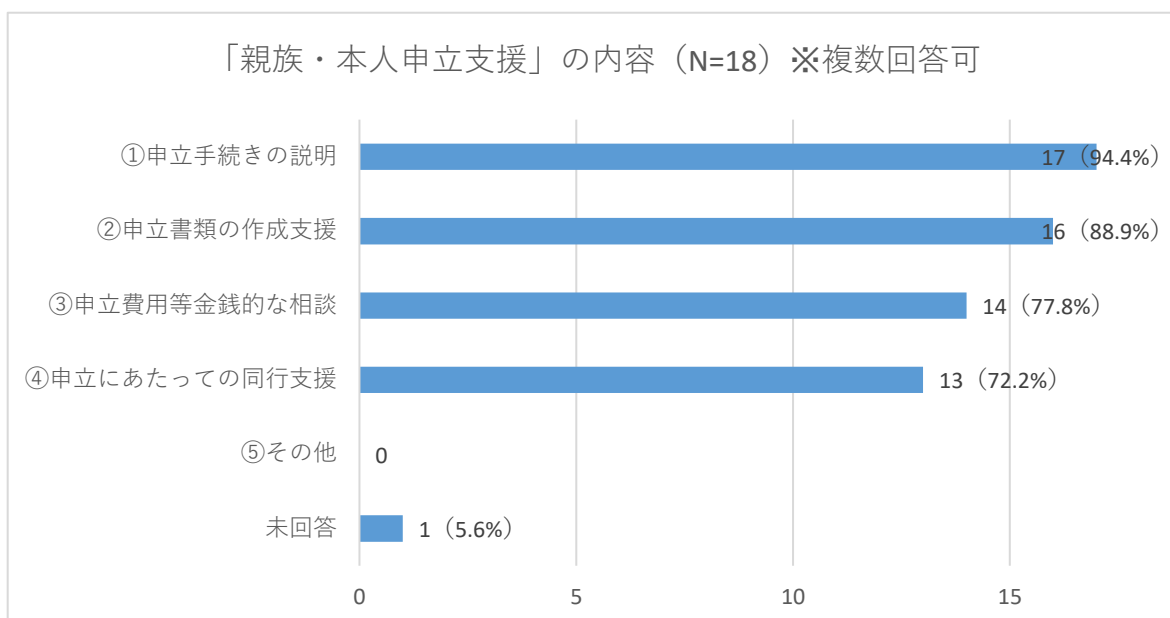
※19か所：単独市町村で設置しているか、複数市町村広域による設置で中心的役割を担っている社協

#### 権利擁護センターの機能

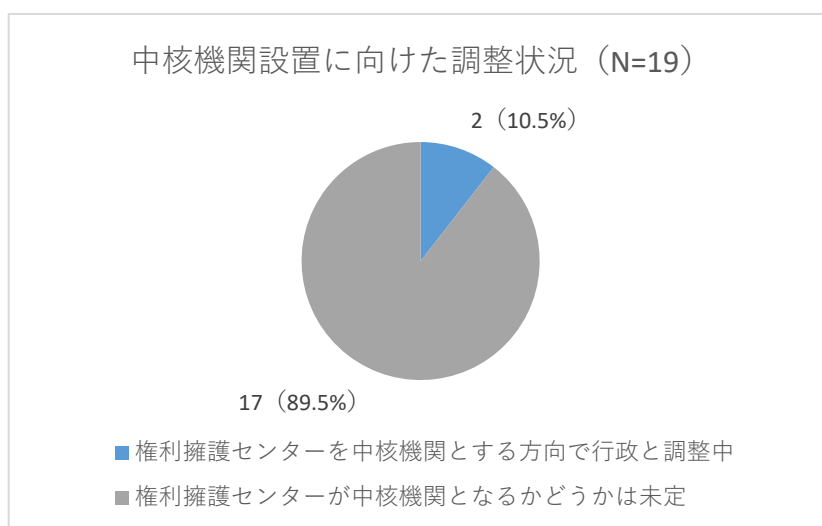
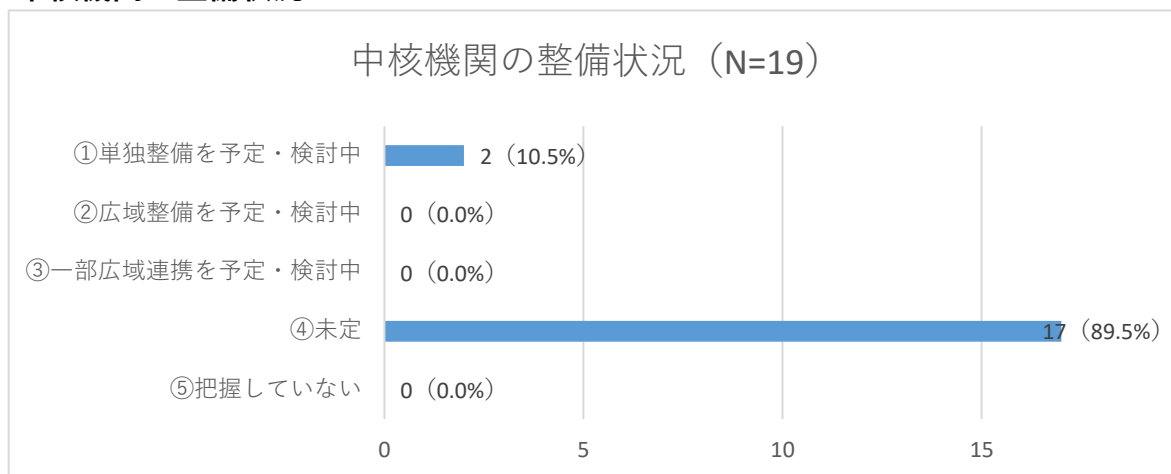


「その他」の内容

- ・ 法人後見受任・日常生活自立支援事業・安心サポート事業



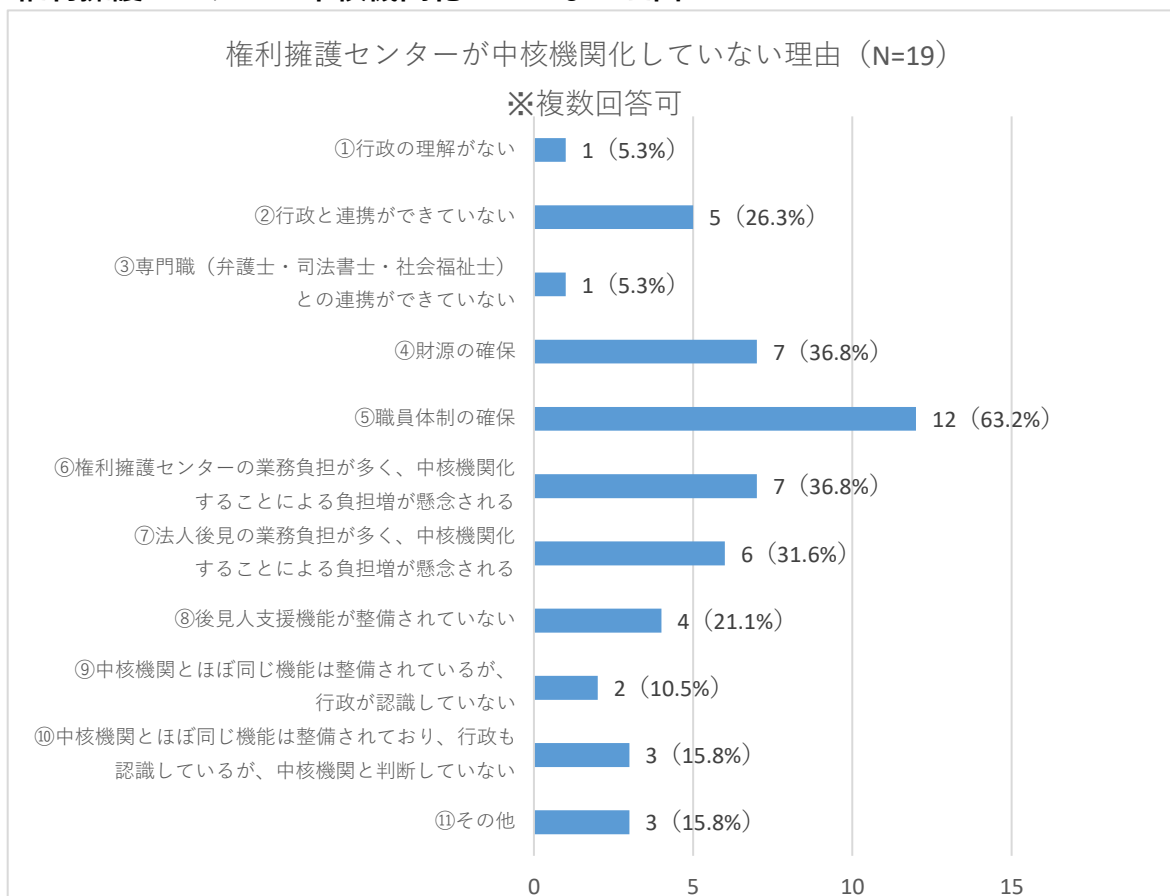
## 中核機関の整備状況



## 権利擁護センターを運営する上での課題

- ・ 複雑化する相談ケースに対応するための職員の専門性の向上、職員教育
- ・ 日常生活自立支援事業利用者、法人後見受任件数の増加に伴う業務量の増加
- ・ 法人後見支援員の確保、主体性・資質向上
- ・ 成年後見制度、日常生活自立支援事業の理解促進、普及啓発
- ・ 関係機関との役割分担、連携方法（特に緊急時の対応での関係機関との連携）
- ・ 介護部門の経営悪化（赤字額増加）、職員の退職並びに退職予定者がいる中、欠員補充も十分にできていない状況。法人全体の体制整備が急務であり、当面の間、中核機関設置並びに権利擁護センターに人員を割くことは困難。
- ・ 後見人の受け皿、社会資源の不足
- ・ 財源確保・人材確保
- ・ 市民後見人、支援員等の人材確保が困難。
- ・ 市民後見人、法人後見支援員として活動する人材が少ない。
- ・ 職員体制の確保、相談支援・援助技術および資質向上
- ・ 人員と運営費の確保
- ・ 人材の確保（可能であれば専従の者の配置）
- ・ 法人後見の受任件数が増えているということや、生活困窮者自立支援事業も受託しており、業務過多の状況。職員の人材育成や、支援員の確保が課題となっている。
- ・ 養成した市民後見人のモチベーションキープがむずかしい。（ケースがない為）

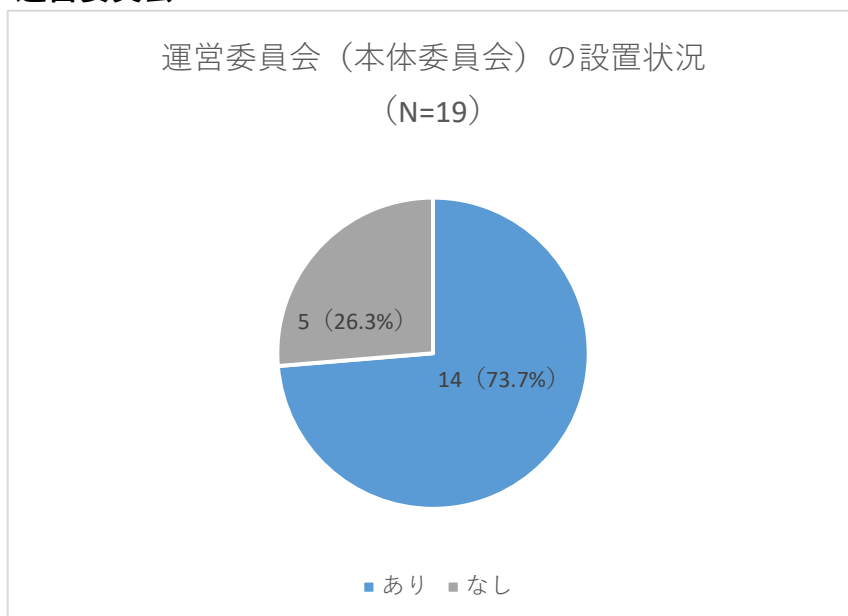
## 権利擁護センターが中核機関化していない理由



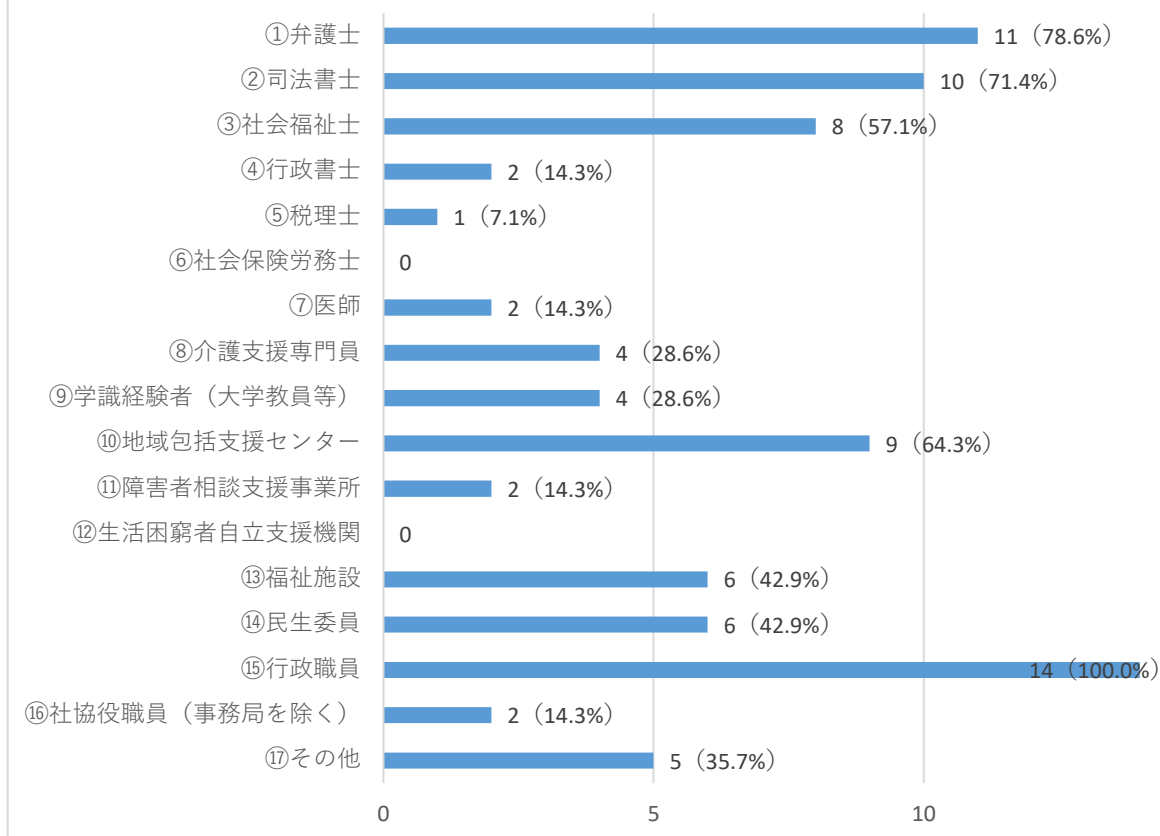
「その他」の内容

- ・ 近隣の自治体との情報共有が不十分なため。
- ・ 行政が検討中。
- ・ 中核機関の機能は整備済みで、行政も認識しているが、行政との協議が進んでいない

## 運営委員会



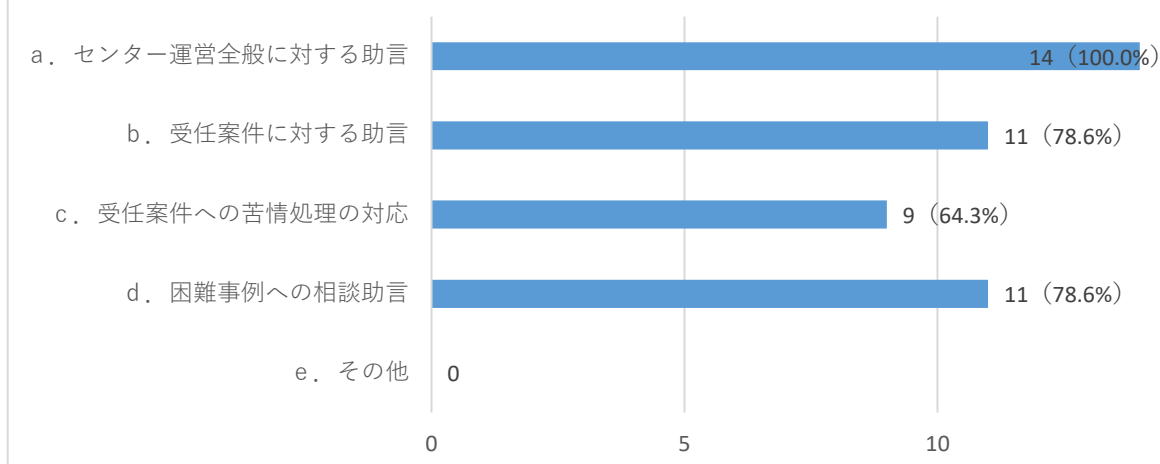
運営委員会（本体委員会）の構成員（N=14）※複数回答可



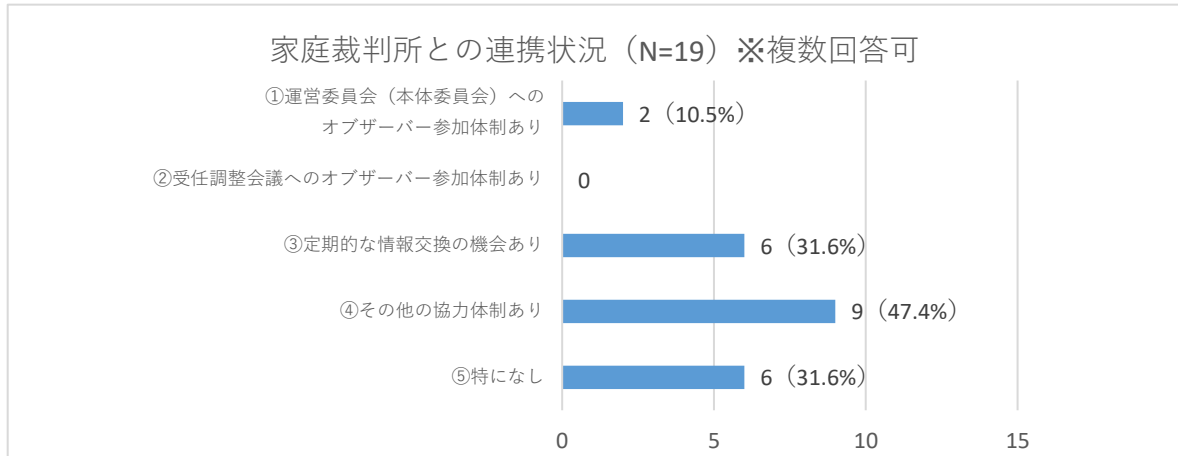
「その他」の内容

- ・ 医療関係者
- ・ 高齢者施策有見識者、日赤奉仕団、看護師
- ・ 手をつなぐ育成会
- ・ 町会連合会、老人クラブ連合会、消費者センター、人権擁護委員協議会、障がい当事者家族会
- ・ 連合町内会

運営委員会（本体委員会）の役割・機能（N=14）※複数回答可



## 家庭裁判所との連携状況



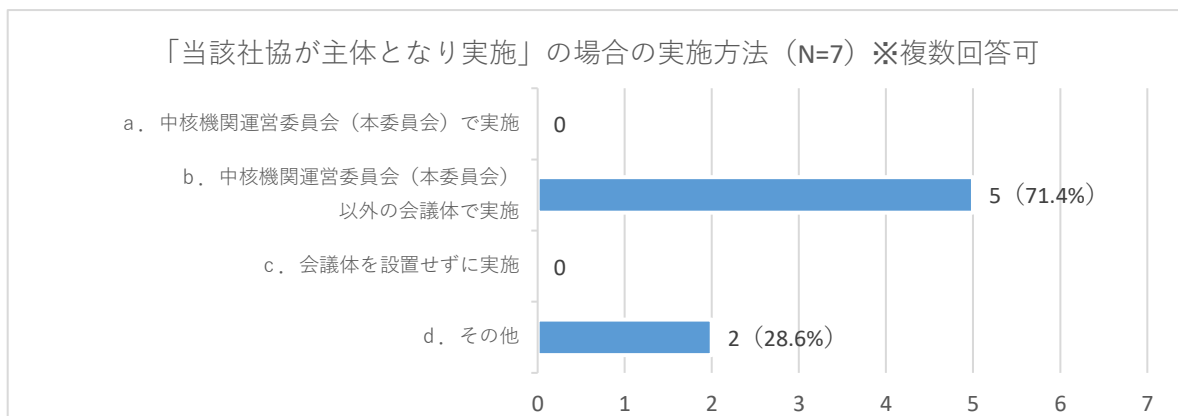
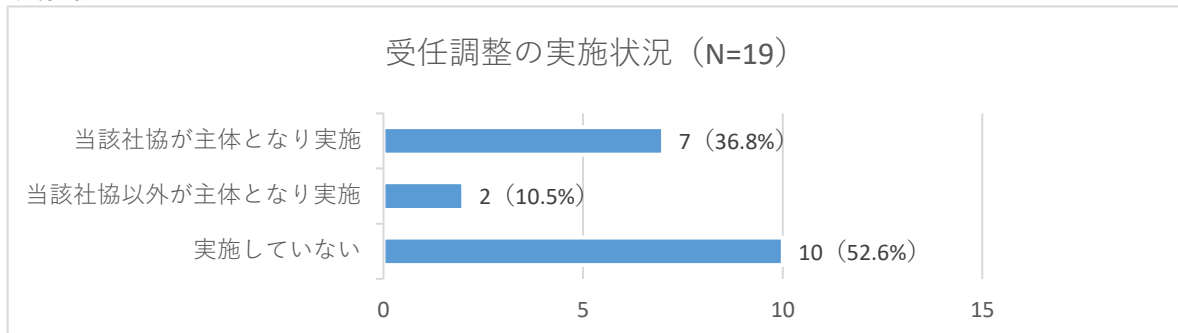
### 「定期的な情報交換の機会あり」の場合の具体的な内容

- ・ 家庭裁判所主催の「家事関係機関との連絡協議会」への参加 × 6

### 「その他の協力体制あり」の場合の具体的な内容

- ・ 個別のケースについて、適宜相談等をおこなっている。
- ・ 市民後見人養成講座での講師派遣、法人後見ケースの相談・連絡調整、統計情報の提供
- ・ 受任ケースに関する相談、新規相談など随時の相談が可能な状況
- ・ 受任依頼、相談があれば随時連絡をおこなっている
- ・ 随時相談有
- ・ 相談受援、助言等の援助
- ・ 必要に応じ相談できる関係性を保っている。市民後見人養成研修等の講師を依頼。
- ・ 不明な点や、判断が難しいことについては随時電話で相談
- ・ 不明な点等、その都度協議できる関係性を維持している。

## 受任調整



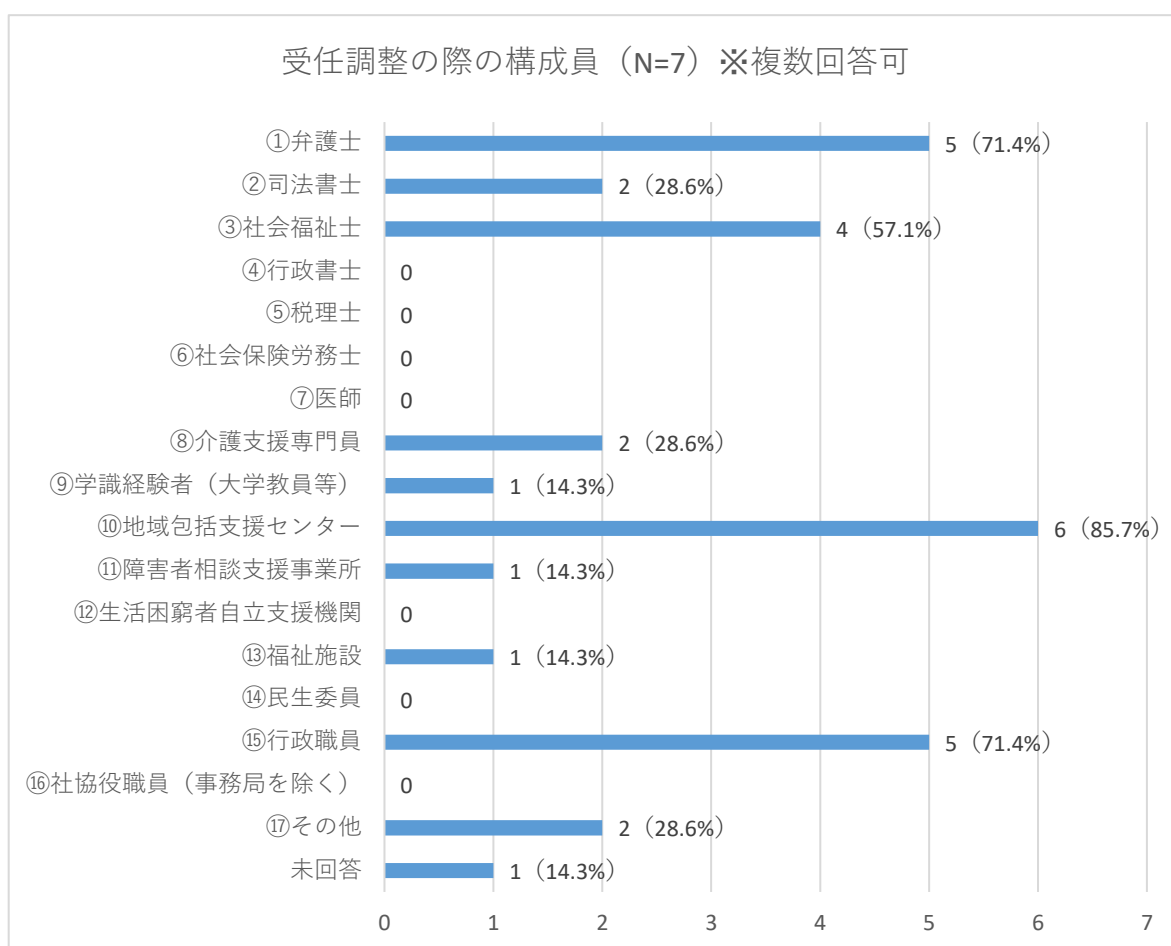
## 「当該社協が主体となり実施」の場合の対象事案、調整内容

### b. 中核機関運営委員会（本委員会）以外の会議体で実施

- ・ 申立人予定者に関係なく、専門職、法人（社協）、市民後見人、親族等の中から適する候補者を協議している。
- ・ 申立事案があった場合のみ実施。  
弁護士等の専門職、法人（社協）、市民後見人の中から適する候補者を協議、決定している。
- ・ 市町村長申立て及び安心サポートセンターが申立支援した事案に対して実施
- ・ 申立案件全てに対し実施。適する候補者を選任し推薦している。
- ・ 市町村長申立の事案のみ実施。  
弁護士、司法書士、社会福祉士、法人（社協）から適する候補者を協議決定している。

### d. その他

- ・ 社協による法人後見が良いのか、その他専門職等が良いのか検討をしている
- ・ 裁判所と相談のうえで、社協で受任が難しいケースを弁護士・司法書士に依頼している



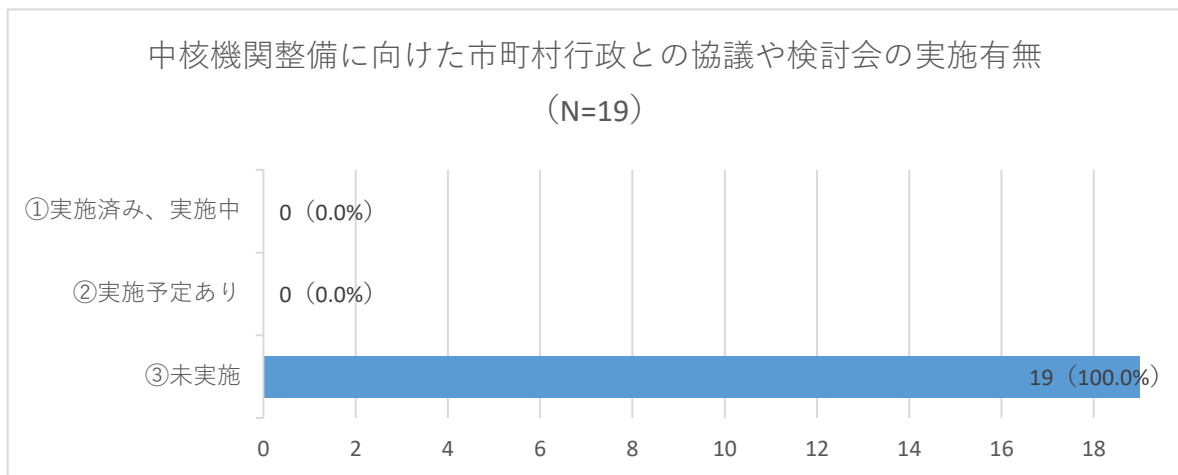
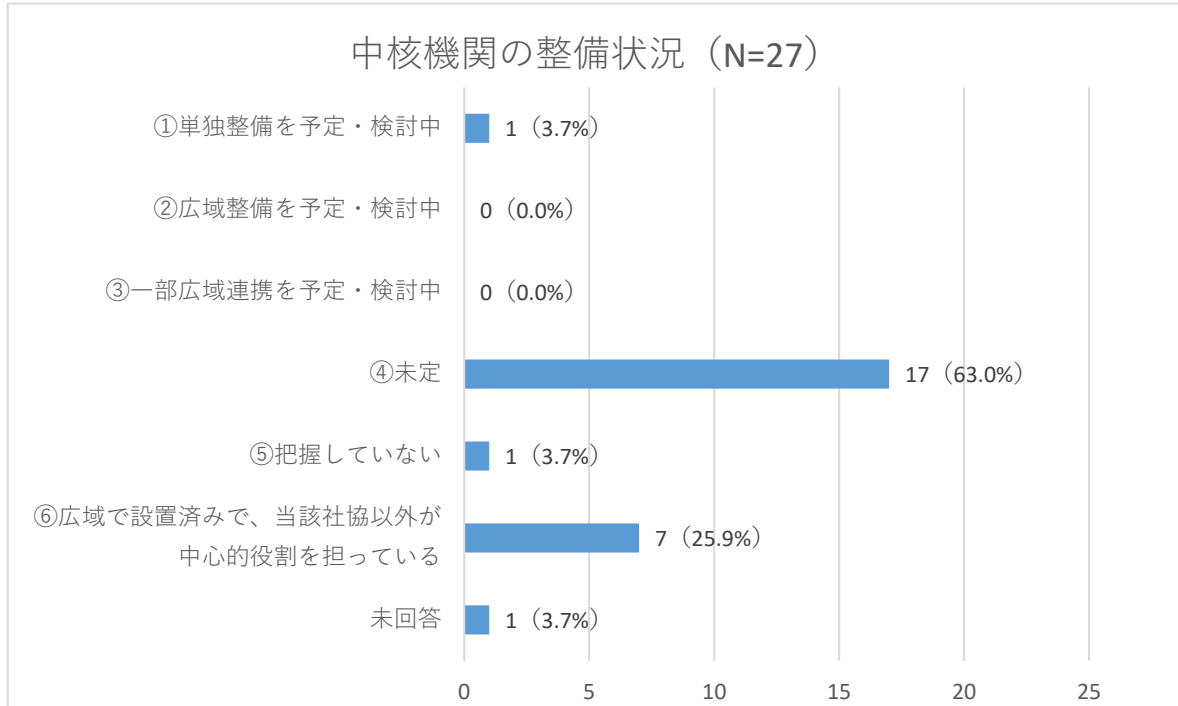
### 「その他」の内容

- ・ 必要の都度、支援関係者が同席。
- ・ 医療関係者

**(4) 中核機関を受託しておらず、権利擁護センターも設置していないが、法人後見事業等の成年後見制度関係事業を実施している社協の取組状況**

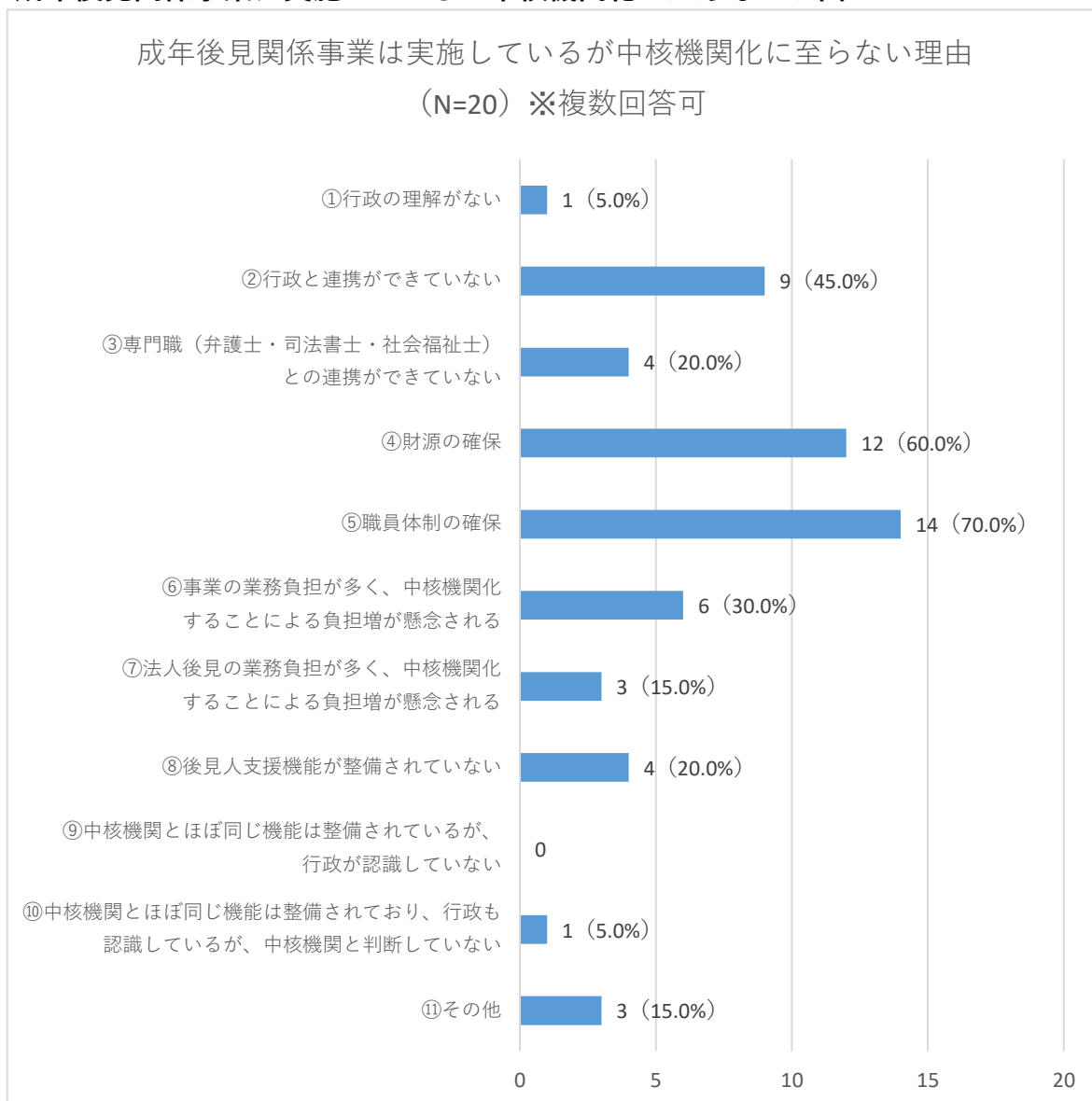
※27か所：中核機関や権利擁護センターを複数市町村広域で設置しており、中心的役割を担っていない社協を含む

**中核機関の整備状況**



※中核機関の整備状況が「広域で設置済みで、当該社協以外が中心的役割を担っている」「未回答」を除く19か所

## 成年後見関係事業は実施しているが中核機関化に至らない理由



※中核機関の整備状況が「広域で設置済みで、当該社協以外が中心的役割を担っている」を除く20か所

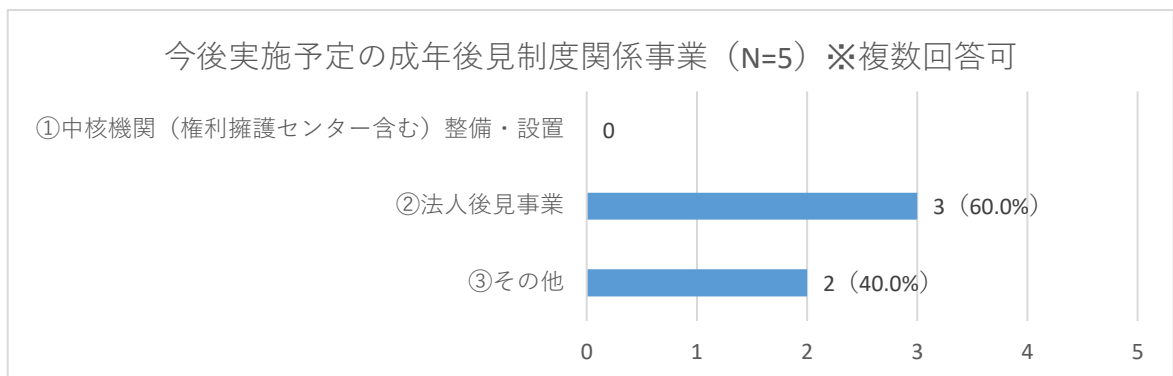
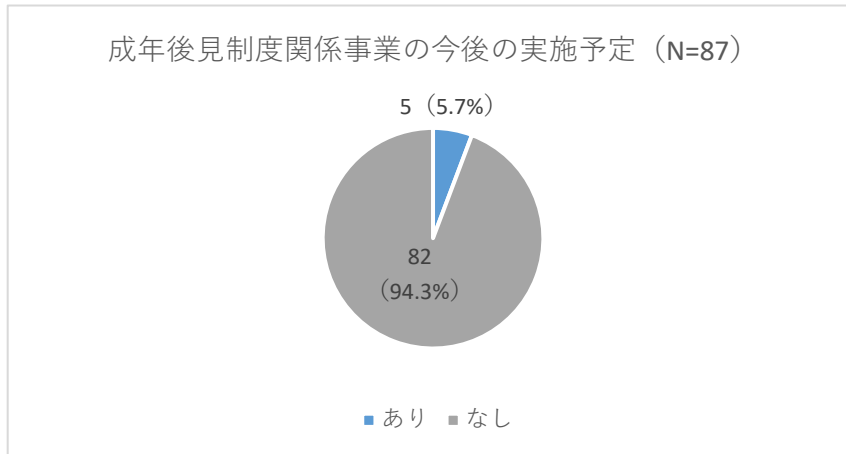
「その他」の内容

- ・すでに行政が中核機関を設置しているため
- ・行政が中核機関を担っているため中核機関化には至っておらず、なる予定もない。
- ・行政直営で実施しているため

## (5) 成年後見制度関係事業を実施していない社協の取組状況

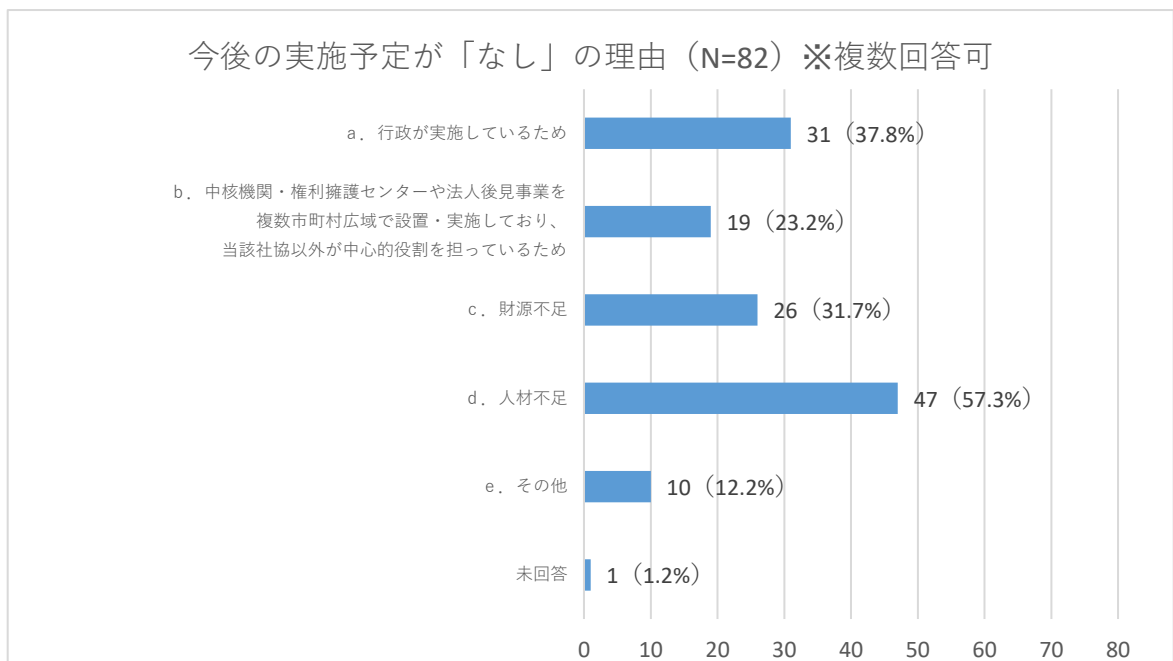
※87か所：中核機関や権利擁護センターを複数市町村広域で設置しており、中心的役割を担っていない社協を含む

### 成年後見制度関係事業の今後の実施予定



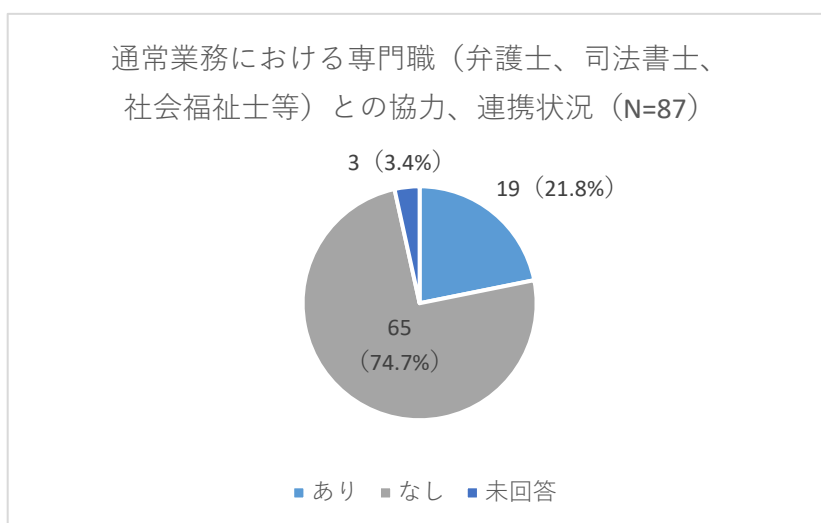
#### 「その他」の内容

- ・ 時期は未定だが中核機関等、行政と協議予定
- ・ 身寄りの無い方に対する支援



「その他」の内容 ※未回答を除く

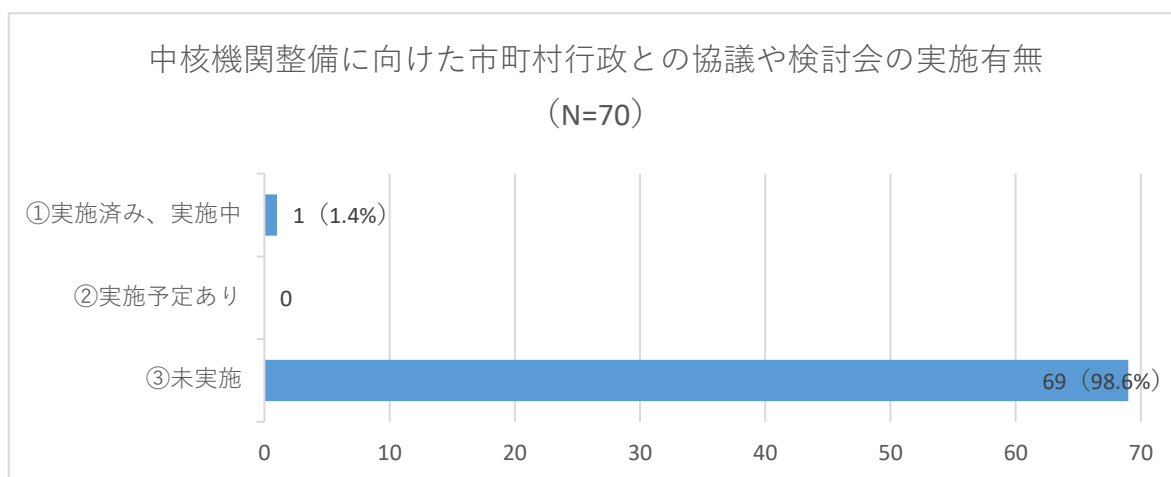
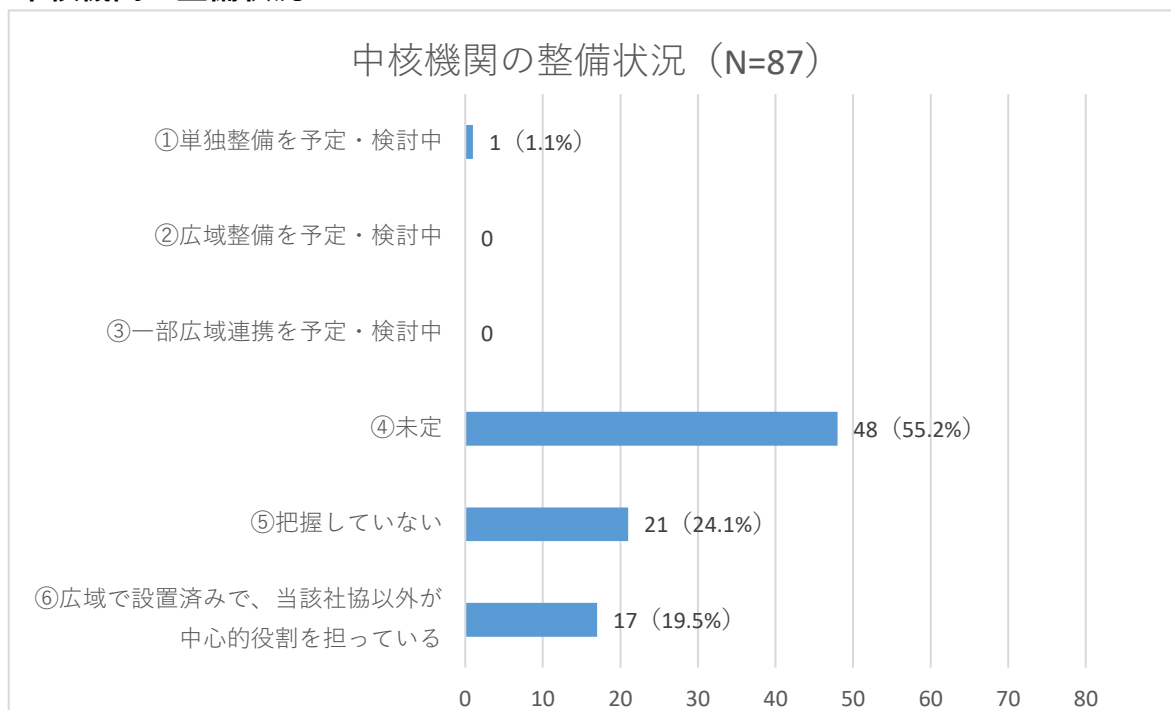
- ・現在の事務局体制では出来ない。
- ・広域での設置の話もあるが進んでいないため
- ・行政が実施予定のため
- ・行政が必要と感じていない
- ・行政で成年後見制度関係事業の要項は作成済みだが、上長から決済が下りないため進めていない状況。
- ・行政に実施意向がないため
- ・人員等含めて、行政と話し合いができていない。
- ・当該事業に関し行政と社協間で擦り合わせなどが行われていない



「あり」の具体的な内容 ※未回答を除く

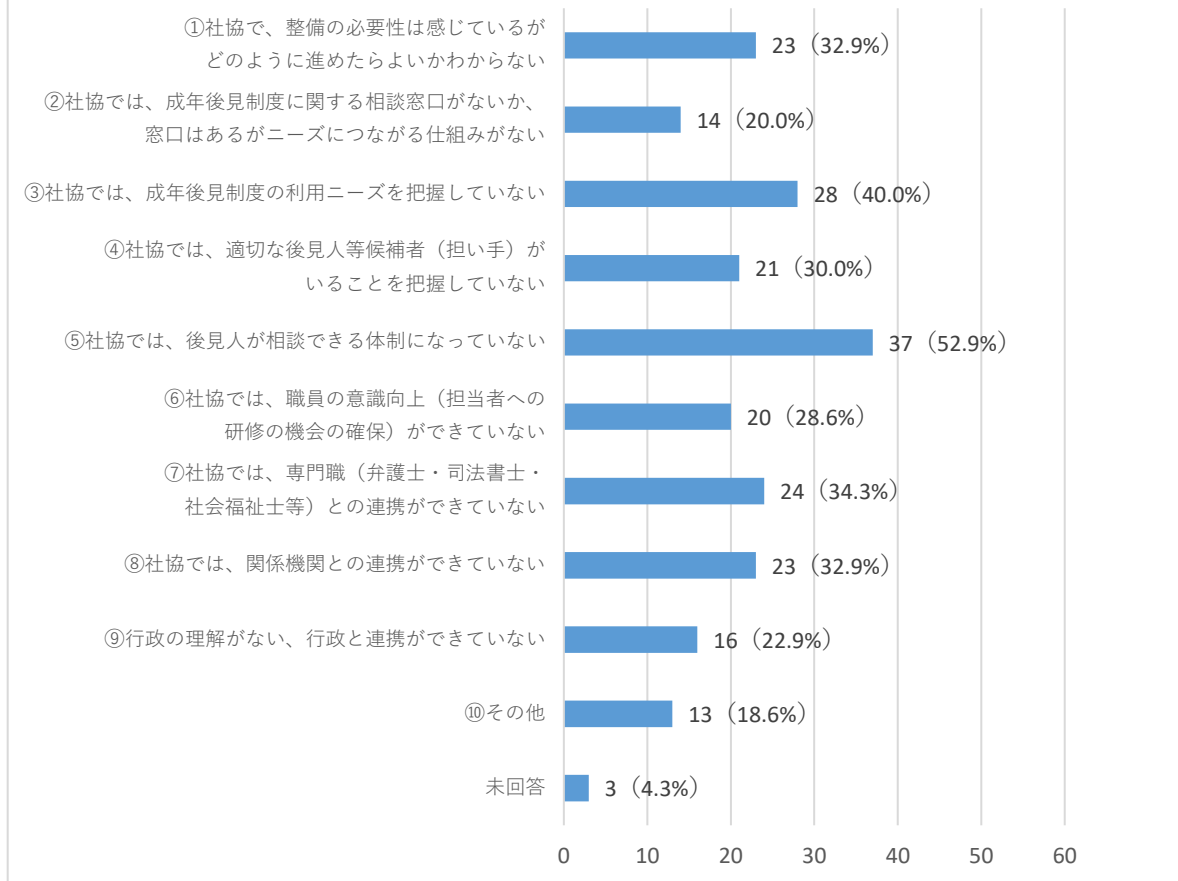
- ・ 弁護士 ×2
- ・ あんしん法律相談
- ・ 会員死亡時における相談業務等及び生活困窮相談
- ・ 権利擁護協議会への参加
- ・ 行政の社会福祉士や町内の司法書士、行政書士との連携はある。
- ・ 債務がある住民の債務整理を行っているため、弁護士と連携を図っている。
- ・ 巡回法律相談の実施（弁護士会から弁護士を派遣してもらっている）
- ・ 税理士
- ・ 地域住民を対象とした「弁護士による心配ごと相談所」を年3回開設している。
- ・ 町民からの相談に対して、法テラス八雲所属の弁護士に、必要に応じて適宜相談等を行っております。
- ・ 日常生活自立支援事業等における専門職との連携
- ・ 日常生活自立支援事業利用者が利用する訪問介護事業所の介護福祉士やケアマネとの情報交換・情報共有。
- ・ 必要に応じ弁護士の無料相談を利用
- ・ 必要に応じ包括支援センター（高齢者関係）及び保健センター（乳幼児及びその保護者関係）所属の社会福祉士に情報を入れている
- ・ 法テラス函館地方協議会への参加、法テラス函館&生活就労サポートセンターおしま合同巡回相談会の周知等
- ・ 利用者の後見人として司法書士事務所と連携

## 中核機関の整備状況



※中核機関の整備状況が「広域で設置済みで、当該社協以外が中心的役割を担っている」を除く70か所

### 中核機関の整備に向けた課題（N=70）※複数回答可



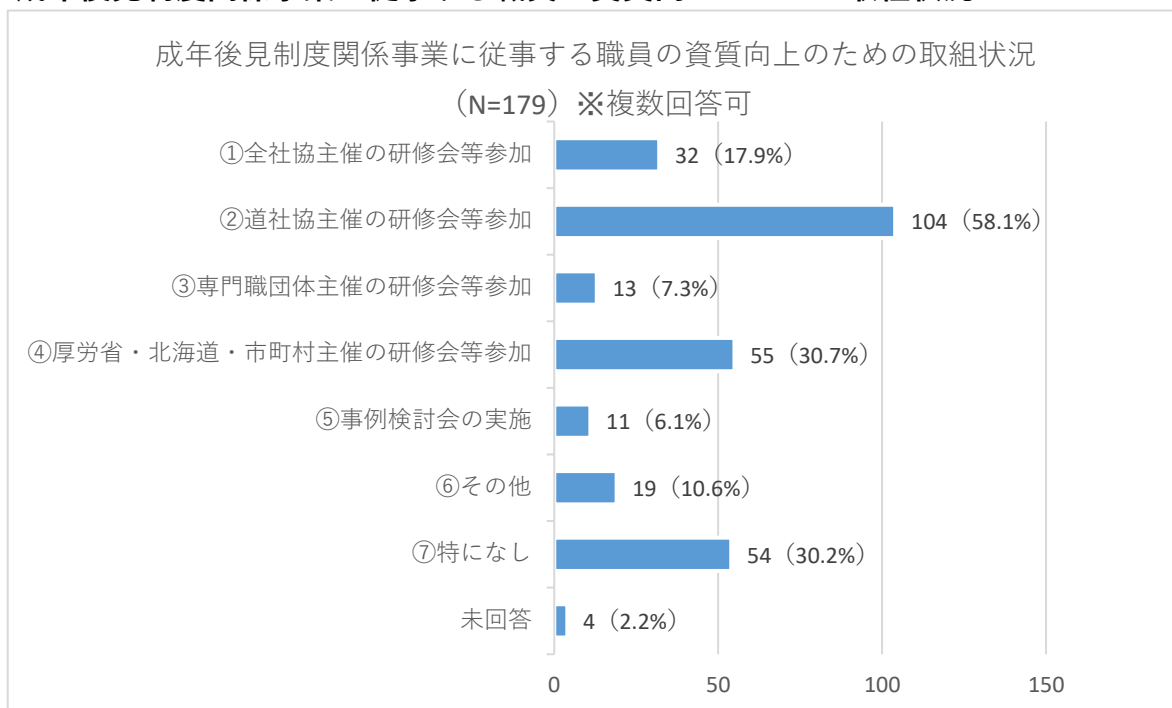
※中核機関の整備状況が「広域で設置済みで、当該社協以外が中心的役割を担っている」を除く70か所

#### 「その他」の内容

- ・ 人材不足 ×4
- ・ 既に整備済み（社協以外が中核機関の役割を担っている）
- ・ 現時点で必要性を確認できていない。
- ・ 広域で行なっているため社協で整備の必要性がない
- ・ 行政が令和8年度から設置予定
- ・ 人件費の確保が課題である
- ・ 村で中心的役割を担っている市町村社協に委託しているため
- ・ 当該事業に関し行政と社協間で擦り合わせなどが行われていない
- ・ 当面、体制構築の予定なし
- ・ 本町では行政が単独で中核機関を整備すると聞いている

## (6) 社協における職員の資質向上・周辺事業の取組状況

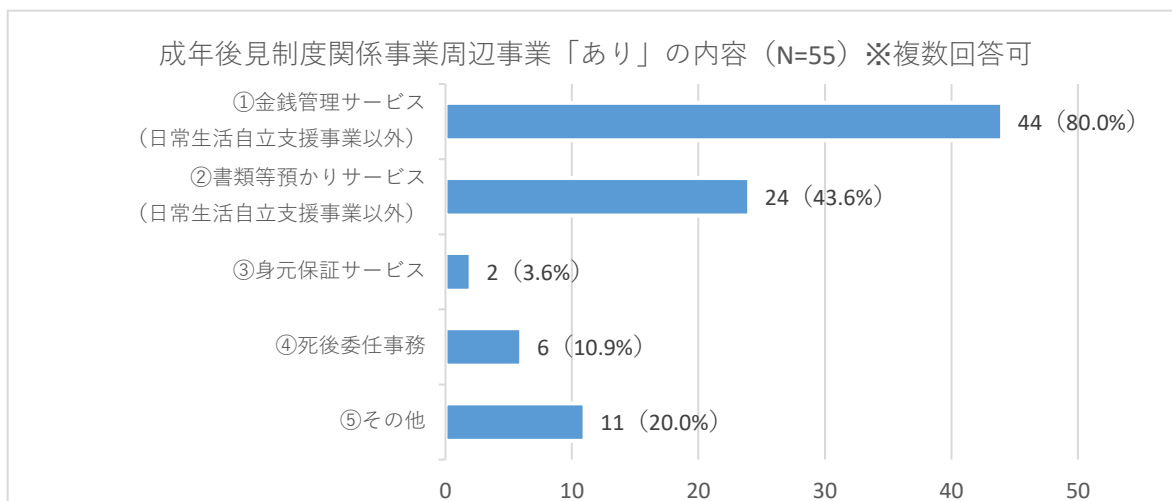
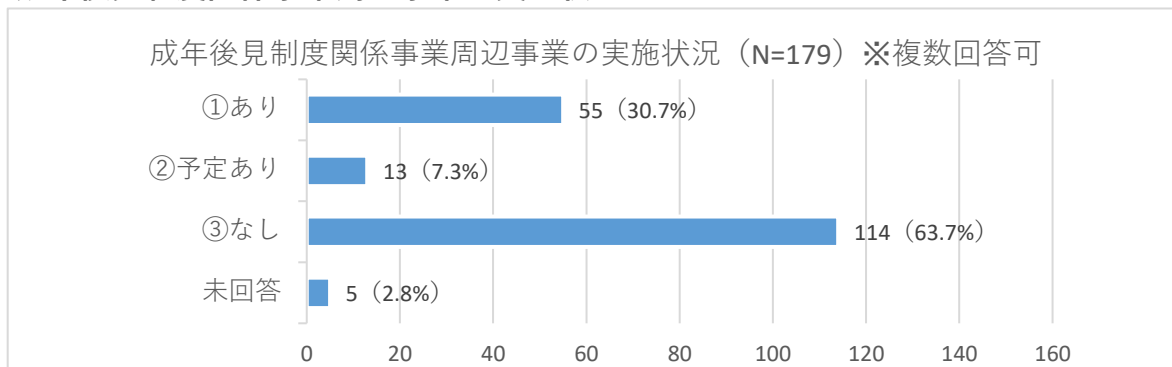
### 成年後見制度関係事業に従事する職員の資質向上のための取組状況



#### 「その他」の内容

- ・ オホーツク管内権利擁護支援センター情報交換会への参加
- ・ とまこまい成年後見支援センター主催の市民後見人養成講座等参加
- ・ ようてい山麓権利擁護体制運営協議会に参加（他町村社協主催）
- ・ 家庭裁判所主催の研修会に参加
- ・ 管内権利擁護センター運営社協との定期的な情報交換に参加
- ・ 権利擁護セミナー、意思決定フォローワーシステム勉強会 等
- ・ 現在は取り組んでいないが今後、研修会等には参加予定
- ・ 現段階で事業予定としていないため、必要時に研修等参加する。
- ・ 広域で開催している研修会に参加
- ・ 財源・人材不足ではあるが情報収集（Zoom研修に限る）をし、タイミングが合えば積極的に研修に参加
- ・ 士別市民後見センター主催の研修会に参加
- ・ 市民後見人の会学習会
- ・ 事例検討会への参加
- ・ 全国権利擁護支援ネットワーク主催の研修会参加  
道内他市町村との情報交換会参加（ZOOM）
- ・ 他市町村主催の研修会等参加
- ・ 町主催の市民後見人育成研修会に参加・連携をしている
- ・ 町内で、行政の担当職員や医療・福祉関連事業所を参集し、研修会を実施
- ・ 函館家庭裁判所主催の家事関係機関との連絡協議会
- ・ 主担当職員の法人後見業務並びに、他に抱えている業務の負担量が多く、研修会参加に時間を割くことが困難。

## 成年後見制度関係事業周辺事業の実施状況



### 「あり」の「その他」の内容

- ・ひとり暮らし等高齢者の緊急時連絡先登録事業
- ・意思決定フォロー事業
- ・見守りサービス
- ・高齢者等の終活支援事業
- ・今後は生前事務サービス等を充実させていく予定
- ・事業化していないが、継続的な家計管理支援あり
- ・持続可能な権利擁護支援モデル事業
- ・任意後見契約公正証書に付随して選択する委任契約（見守り、金銭管理、死後事務）
- ・任意後見受任（見守り・任意後見・死後事務委任契約）
- ・法人後見
- ・法人後見、生活あんしん事業（独自事業）

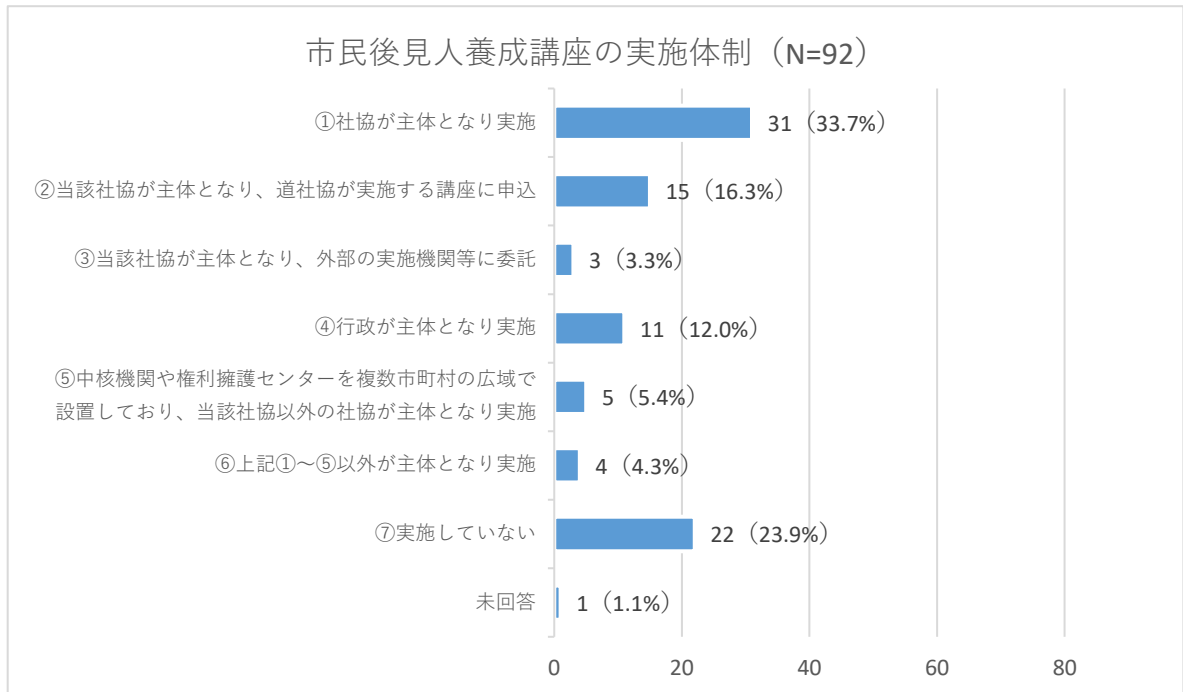
### 「予定あり」の具体的な内容 ※未回答を除く

- ・家計支援等のあんしんサービス
- ・金銭管理サービスはあるが、対象者がいないため実施していない。
- ・現状としては死後委任事務に関してのみ「要検討」としている
- ・死後事務委任
- ・身寄りの無い方に対する支援
- ・令和8年度～ 死後事務委任事務（検討中）

## (7) 社協における市民後見人の養成状況および市民後見人の活動状況

※(2)～(4)のいずれかに該当する社協（92か所）

### 社協における市民後見人養成講座・フォローアップ研修の実施体制

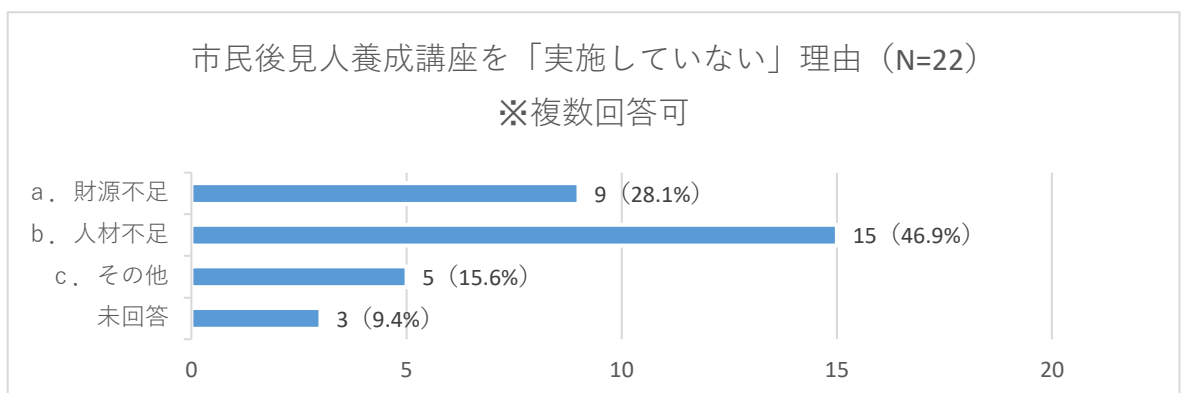


#### 「③当該社協が主体となり、外部の実施機関等に委託」の内容

- ・ 一般社団法人地域生活支援推進協会 × 3

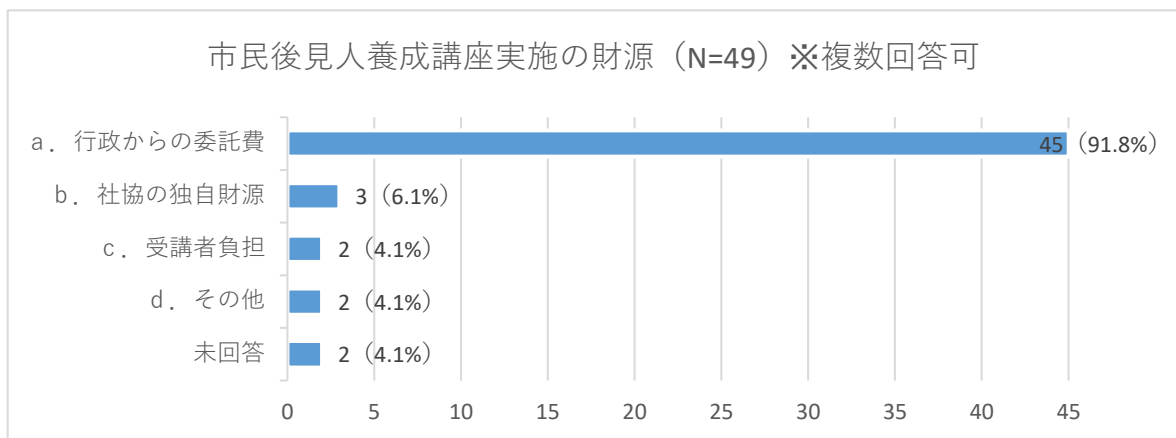
#### 「⑥上記①～⑤以外が主体となり実施」の内容 ※未回答を除く

- ・ 行政、中核社協
- ・ 他町村主催



#### 「その他」の内容

- ・ ニーズ調査が不十分
- ・ 広域による実施
- ・ 市民後見人制度を実施する予定がないため
- ・ 社協職員のみで対応可能
- ・ 法人後見の受任体制が整っておらず、市民後見人の養成に着手できていない



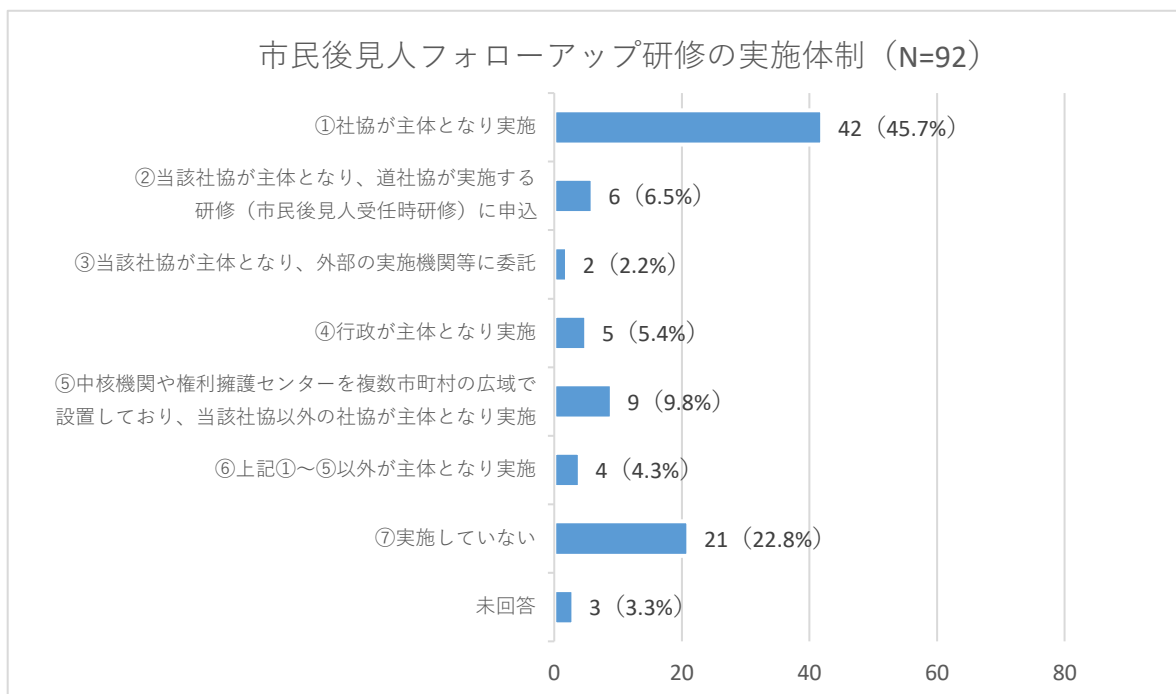
※「社協が主体となり実施」「当該社協が主体となり、道社協が実施する講座に申込」「当該社協が主体となり、外部の実施機関等に委託」の49か所

「その他」の内容

- ・ここ数年は開催しておらず、実施費用については今後検討。
- ・法人後見事業に伴う後見報酬

	延べ修了者数	延べ登録者数 (登録ありの場合)
市民後見人養成講座・市民後見人	2,629	1,448
	未回答以外の40か所の合計	未回答以外の37か所の合計

※当該社協が主体となり養成を開始してからの状況

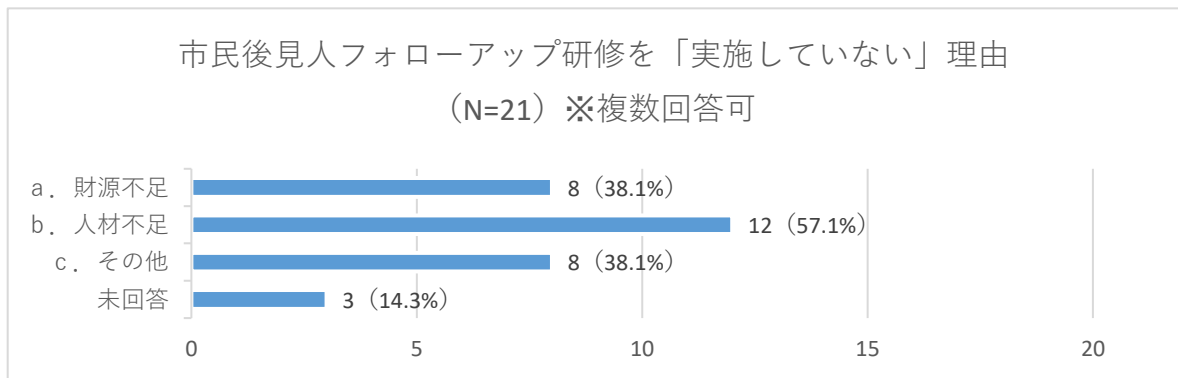


「③当該社協が主体となり、外部の実施機関等に委託」の内容

- ・一般社団法人地域生活支援推進協会 ×2

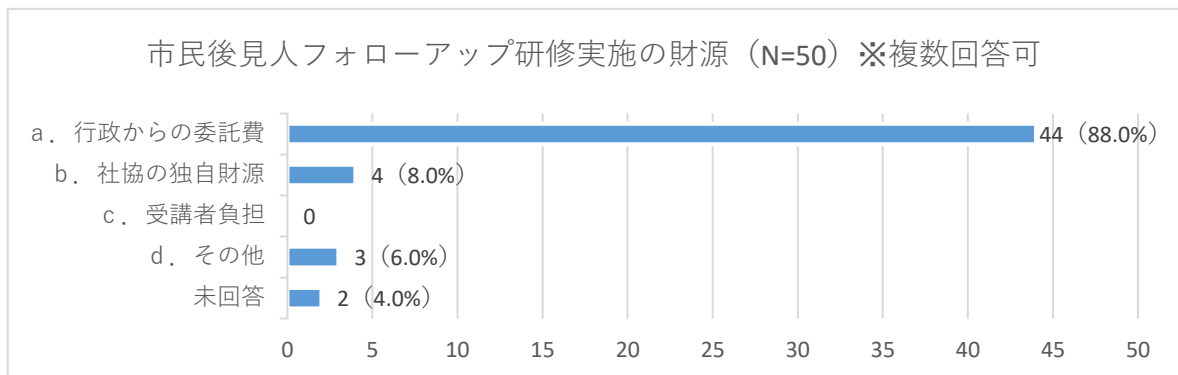
「⑥上記①～⑤以外が主体となり実施」の内容 ※未回答を除く

- ・広域設置していないが他町村社協 (京極町社協) 主体で実施 ×3
- ・行政、中核社協



「その他」の内容

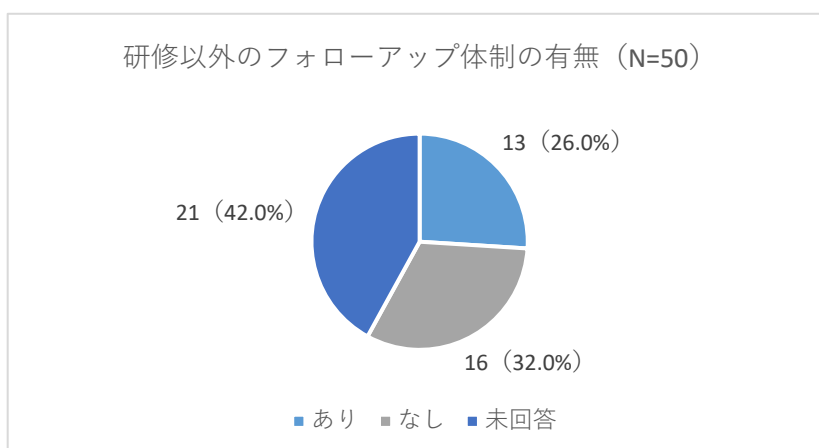
- ・ 市民後見人がいない ×2
- ・ ニーズ調査が不十分
- ・ 管内にて実施しているのため、そちらに参加している
- ・ 現在活動されている市民後見人の方との連携不足
- ・ 広域による実施
- ・ 市民後見人受講者の殆どが、研修会への参加や、今後の活動参加を希望していない為。
- ・ 必要なし



※「社協が主体となり実施」「当該社協が主体となり、道社協が実施する研修（市民後見人受任時研修）に申込」「当該社協が主体となり、外部の実施機関等に委託」の50か所

「その他」の内容

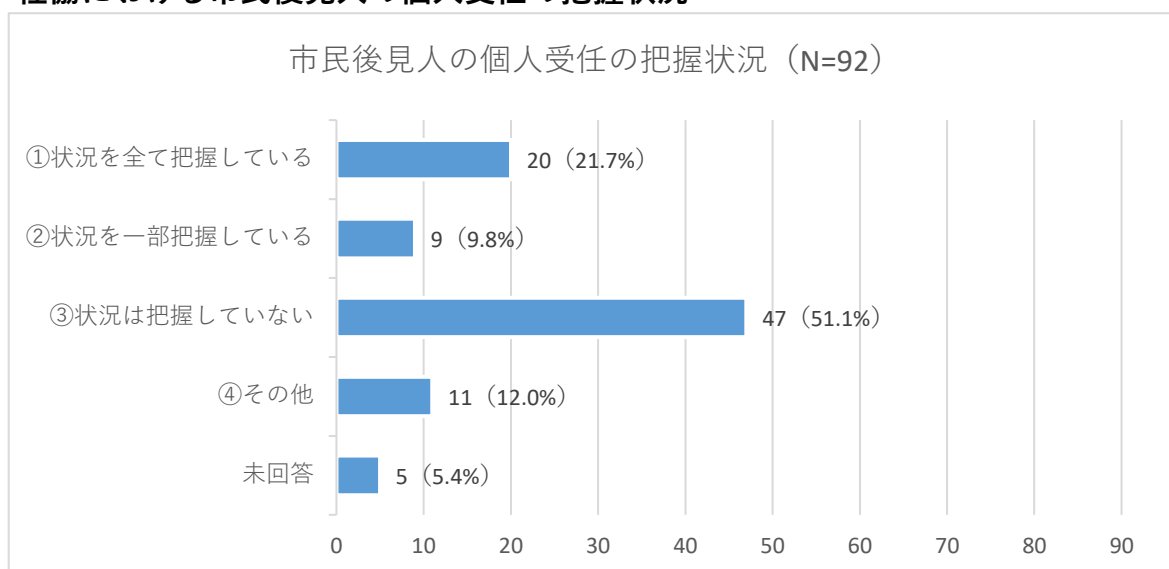
- ・ 権利擁護人材育成事業補助金を町が申請し活用
- ・ 法人後見事業に伴う後見報酬
- ・ 養成講座修了者とセット受講の為、現在は支出なし



### 「あり」の具体的な内容

- ・ 1～2カ月に1回、センターの支援状況等の報告、勉強会、情報交換を実施している。
- ・ 3カ月に一度学習会を開催
- ・ バンク登録者へは、活動状況報告を求め、助言、指導などの支援を行う（実績なし）
- ・ 研修会、勉強会の案内、市民後見人の集いの開催、家裁報告書類作成支援など
- ・ 現任の市民後見人を対象に、連絡会議（ケース検討会議）を開催し、フォローしている。随時、市民後見人をフォローしている。
- ・ 個別相談
- ・ 市民後見人活動報告を実施し、市民後見人の活動のバックアップや助言・指導を実施
- ・ 受任者に対する365日の相談体制、定期面談、書類作成支援、権利擁護支援
- ・ 初回報告、定期報告の作成確認、困った事案についての支援
- ・ 定期的な事務確認及び相談、助言
- ・ 法人後見支援員自主活動グループ「市民後見人の会」で定期的に研修・情報交換を実施。
- ・ 法人後見支援員情報交換会
- ・ 毎月、支援者による報告会を開催し、困難ケースや支援方法について研鑽を図る

### 社協における市民後見人の個人受任の把握状況



※ここでは法人後見事業の法人後見支援員、日常生活自立支援事業の生活支援員等は含まない。

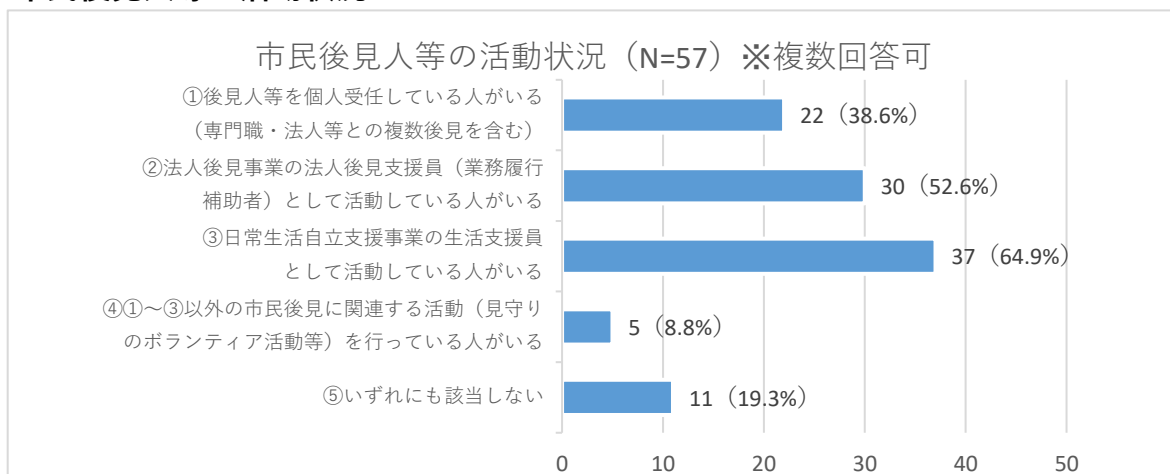
### 「その他」の内容

- ・ 個人受任していない ×7
- ・ 把握しているが受任なし。
- ・ 法人後見支援員としての登録、活動を依頼
- ・ 法人後見支援員として活動
- ・ 養成をしていない

## 市民後見人の個人受任を把握している場合の把握方法

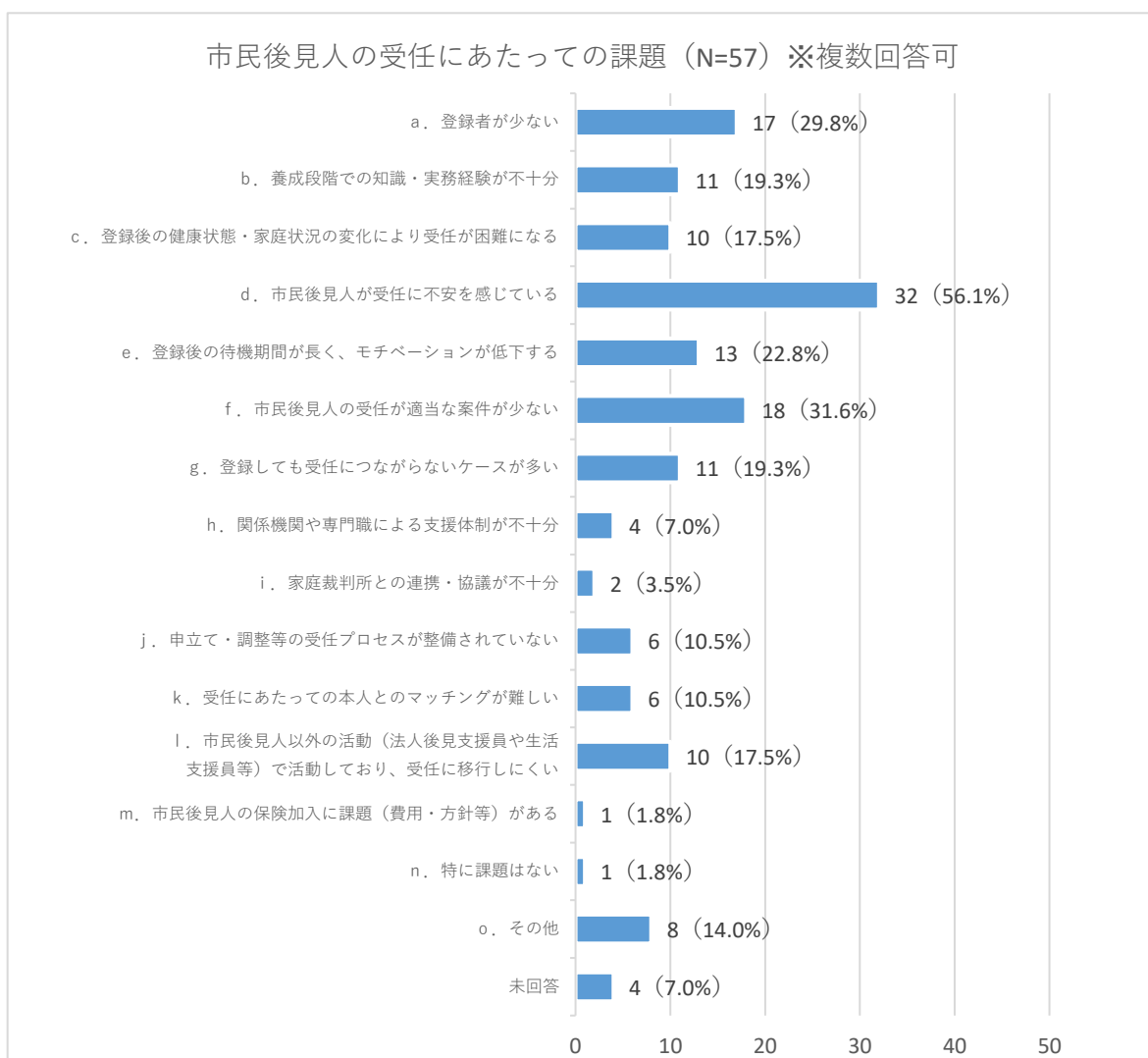
- ・ 市民後見人からの報告 ×3
- ・ 可能な限り受任者から情報を提供いただき管理している（申立書類、初回報告、月別報告、定期報告等）。その他、必要な情報も随時提供いただいている。
- ・ 家裁から市民後見人の推薦依頼を受け受任調整会議を実施、候補者の家裁面談時の同行、初動期支援、定期面談による活動内容および財産管理状況の確認、家裁書類作成支援、死後事務支援等、受任前から活動終了まで、全面的にセンターが関わっている。
- ・ 家庭裁判所からのマッチング対応：当町社協がマッチングした事例については家庭裁判所から市民後見人への審判結果について連絡をもらう
- ・ 家庭裁判所から市民後見人へ審判が通知された際に、当センターへ連絡をもらうこととしており、後日（確定後）、審判確定証明書の写しの提出をしてもらう。
- ・ 家庭裁判所から市民後見人へ審判の結果が通知された際に社協へ連絡がもらえるようにしている
- ・ 家庭裁判所から連絡があったケースのみ把握している
- ・ 家庭裁判所へセンターが関わった申立ケースの進捗を毎月末に確認している。また受任した市民後見人から連絡をいただき、定期的に活動報告の提出や面談を行っている。
- ・ 家庭裁判所より当センターに推薦依頼があり、受任調整後センターで推薦。審判結果が出た場合、家庭裁判所よりセンターに連絡がある。受任後は就職時報告をセンターが支援し対応して、以降3か月に1回、センター指定様式での定期報告を義務付けている。
- ・ 関係機関からの情報
- ・ 基本的にリレー方式で受任していただき、1年間は本会にて監督人を務め、辞任以降も3カ月ごとに報告をいただき、助言等を実施。
- ・ 後見支援員として活動していただいている
- ・ 後見人の研修会などでの事例発表で把握している。
- ・ 今のところ、本会、法人後見からのリレー方式のため、全て把握できている。
- ・ 市民後見人が受任するケースについては、全て成年後見センターの受任調整会議を経ているため。
- ・ 市民後見人が受任するケースは全て当町社会福祉協議会（中核機関兼法人後見実施機関）との複数受任となっている。
- ・ 市民後見人は当センターで養成・登録することとしており、これまで当法人と市民後見人との複数後見の事例がある。
- ・ 社協で成年後見支援員としても勤務されている方がおり、その方からは聞き取りをしている
- ・ 審判が出た時点で面談、以降4か月に1回定期報告いただく、そのほか随時相談役
- ・ 全面支援により把握。受任時支援、死亡時支援、3か月に1回の自主報告と、年1回家庭裁判所への定期報告などを都度確認
- ・ 中核センターでマッチング調整から市民後見人受任後のフォローまで一体的に支援しているため
- ・ 登録者・地域包括支援センター等の関係機関と相談・報告等、情報共有できる体制ができている
- ・ 当会の受任調整会議を経て提案した候補者の場合、家庭裁判所から社協へ連絡が入ることがある。
- ・ 法人受任のケースをリレー方式で市民後見人に引き継いでいる。
- ・ 養成講座修了者へアンケートを実施し、受任状況について回答いただいている。
- ・ 養成講座を受講した人が受任していない現状を把握している。

## 市民後見人等の活動状況



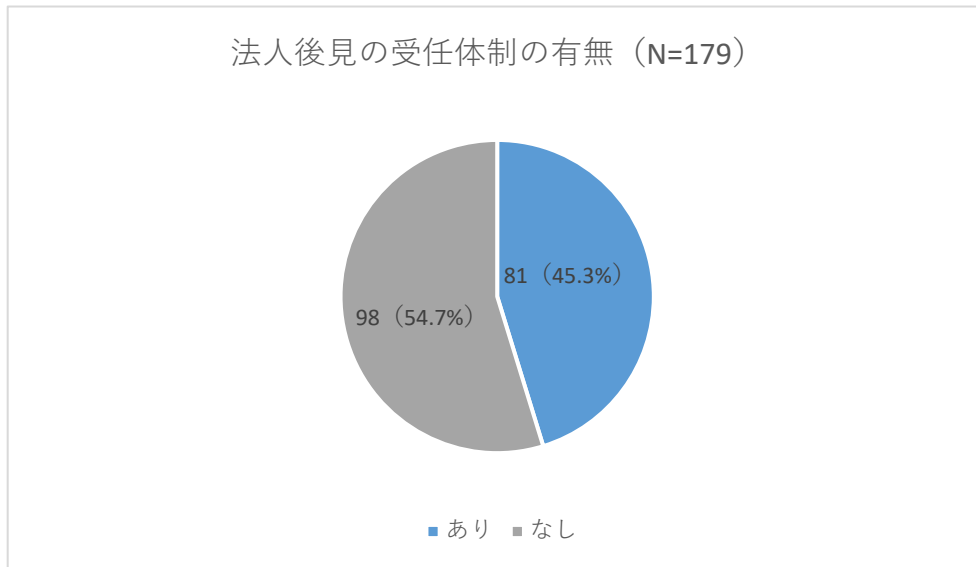
※市民後見人等の活動状況を把握している場合のみ回答(57か所)。

区分	延べ人数		R7.10.1現在の人数	
後見人等の個人受任	662	未回答以外の21か所の合計	319	22か所の合計
法人後見事業の法人後見支援員	618	未回答以外の28か所の合計	300	未回答以外の29か所の合計
日常生活自立支援事業の生活支援員	459	未回答以外の32か所の合計	160	未回答以外の34か所の合計



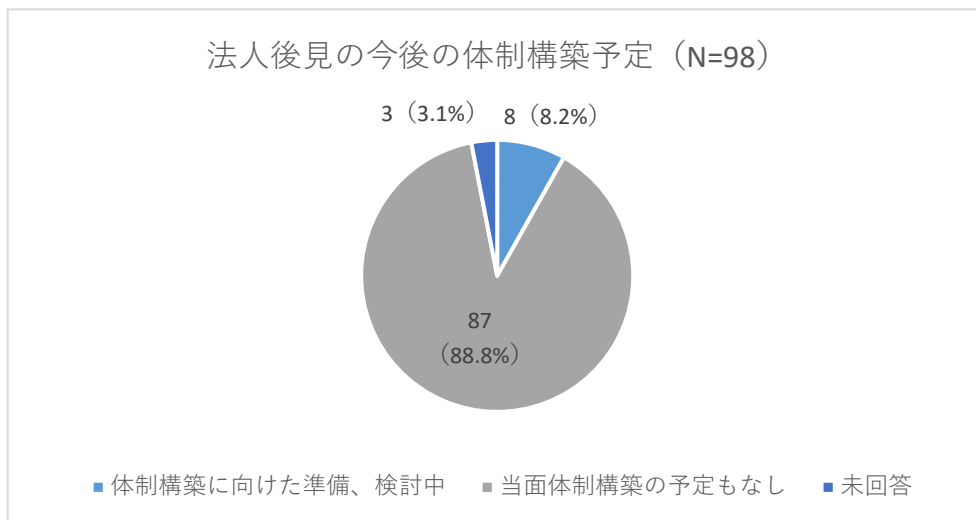
## (8) 社協における法人後見の取組状況

### 社協における法人後見の受任体制



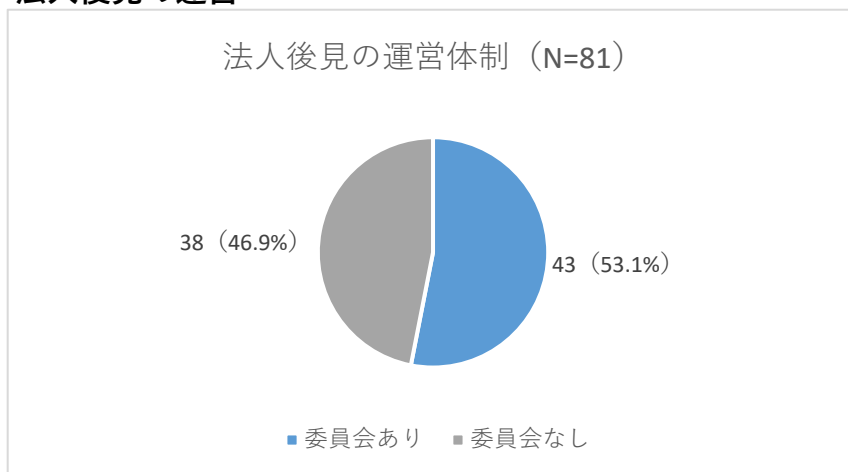
※ 複数市町村広域により中核機関・権利擁護センターを設置している場合のうち一部は、中心的役割を担っている市町村が、中心的役割を担っていない市町村を対象に含め、広域による法人後見事業を実施している。

このことをふまえると、社協における法人後見の受任体制のある市町村は91か所。

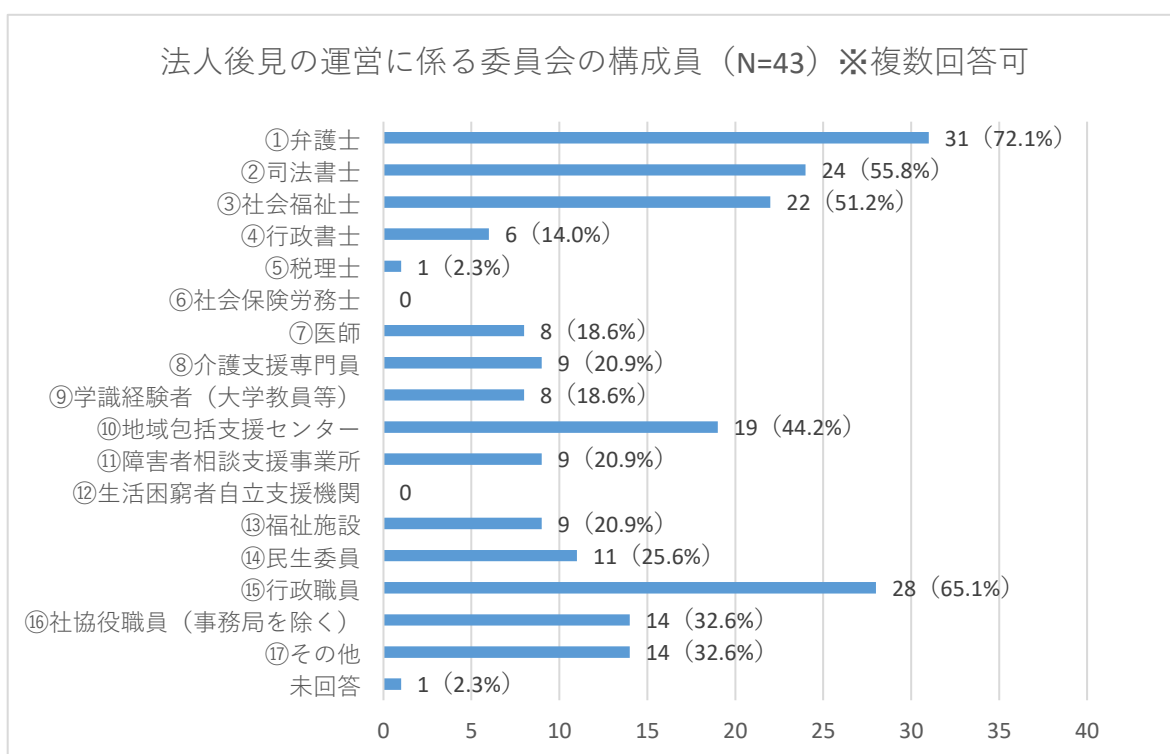


※受任体制が「なし」の98か所

## 法人後見の運営

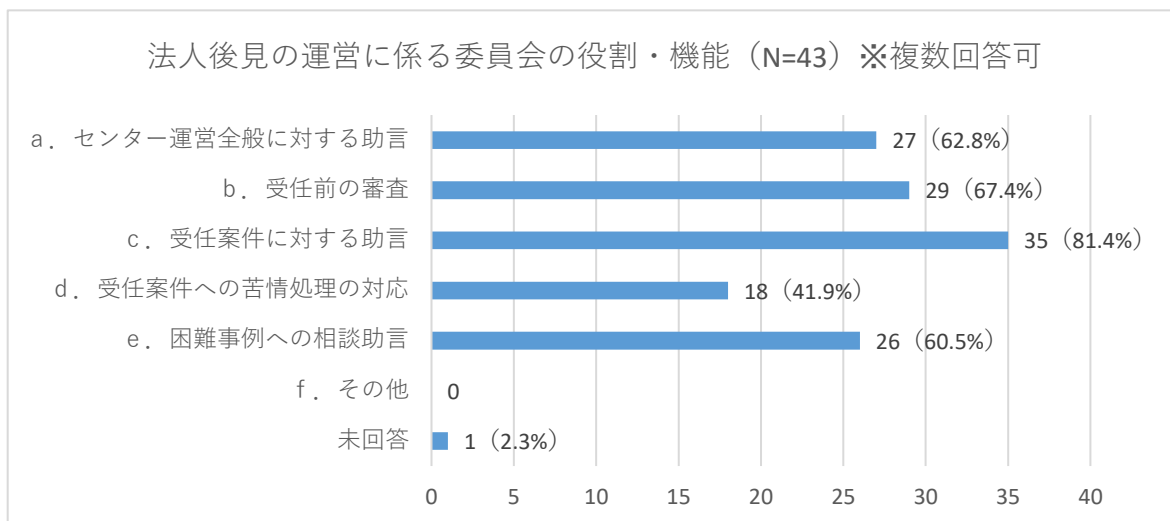


※受任体制が「あり」の81か所

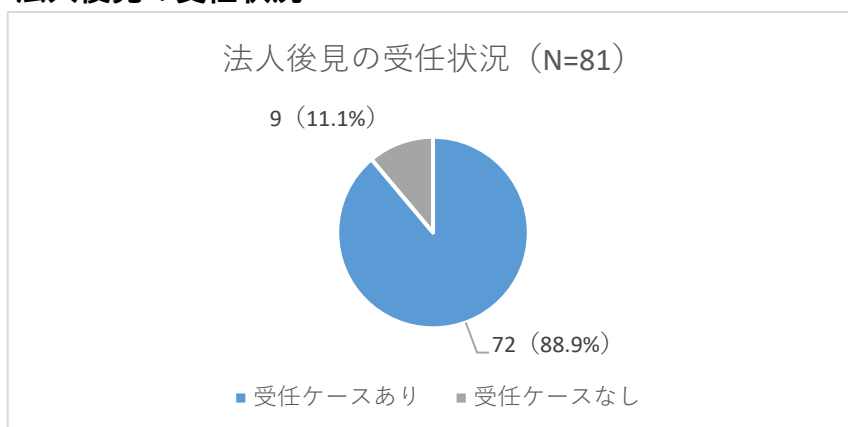


「その他」の内容

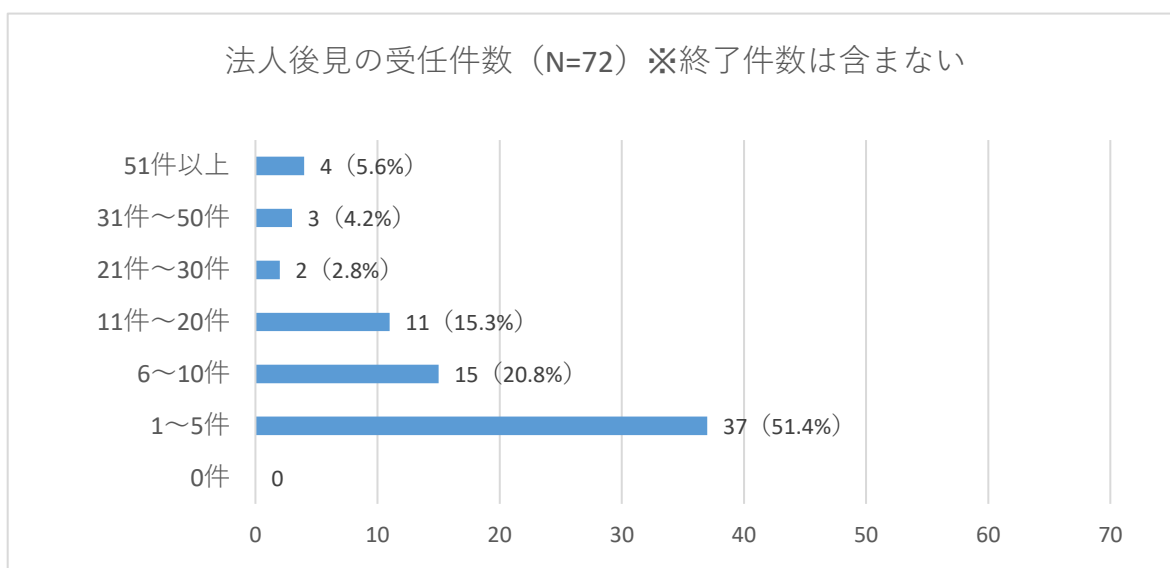
- ・ 医療関係者 ×2
- ・ 人権擁護委員 ×2
- ・ 医療ソーシャルワーカー
- ・ 医療従事者、元日常生活自立支援事業支援員
- ・ 高齢者施策有見識者、日赤奉仕団、看護師
- ・ 札幌後見支援の会
- ・ 事務局長以下管理職および所管係で構成
- ・ 手をつなぐ育成会
- ・ 精神保健福祉士
- ・ 精神保健福祉士、保健師
- ・ 認知症対応型グループホームの職員、障がいサービス事業所の理事長
- ・ 連合町内会



### 法人後見の受任状況

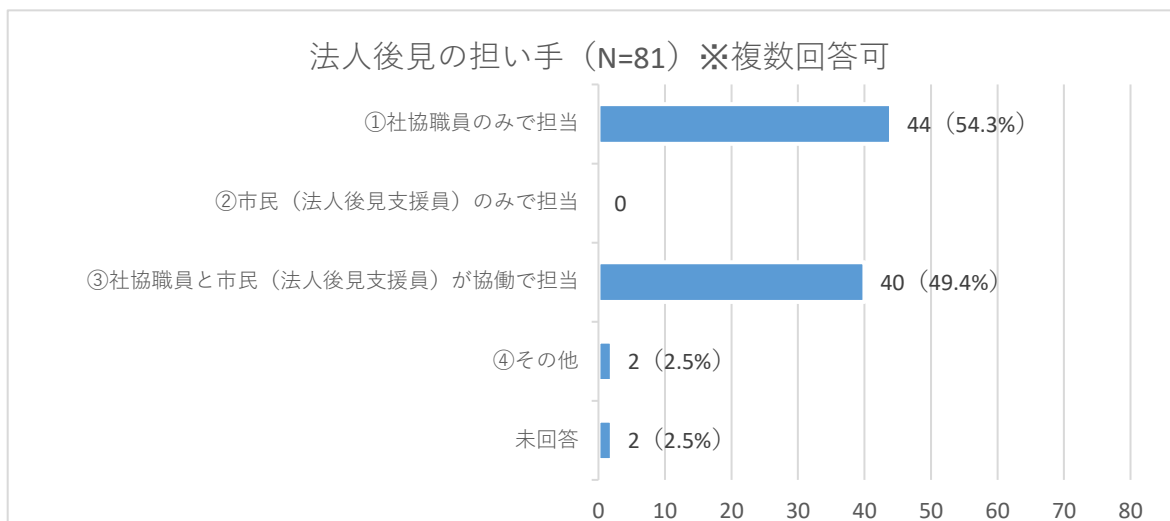


※受任体制が「あり」の81か所



※受任ケースが「あり」の72か所

	任意後見人の受任	任意後見監督人の受任
任意後見人・任意後見監督人の受任状況	あり 3 か所	あり 1 か所

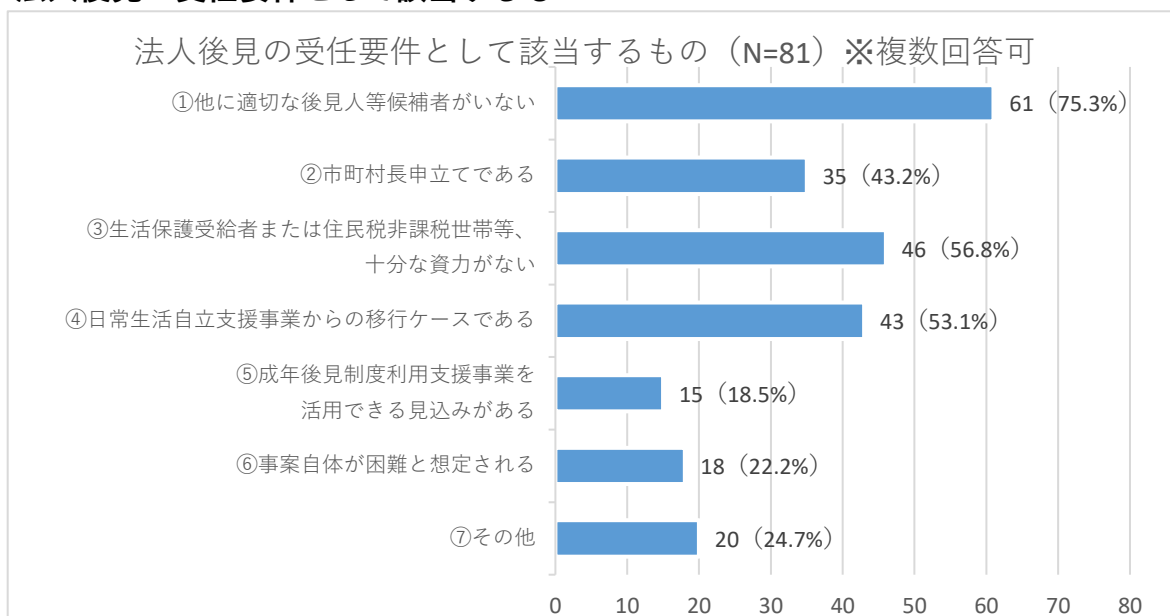


※受任体制が「あり」の81か所

「その他」の内容

- ・ 社協職員と弁護士が協働で担当
- ・ 専門職と社協

### 法人後見の受任要件として該当するもの



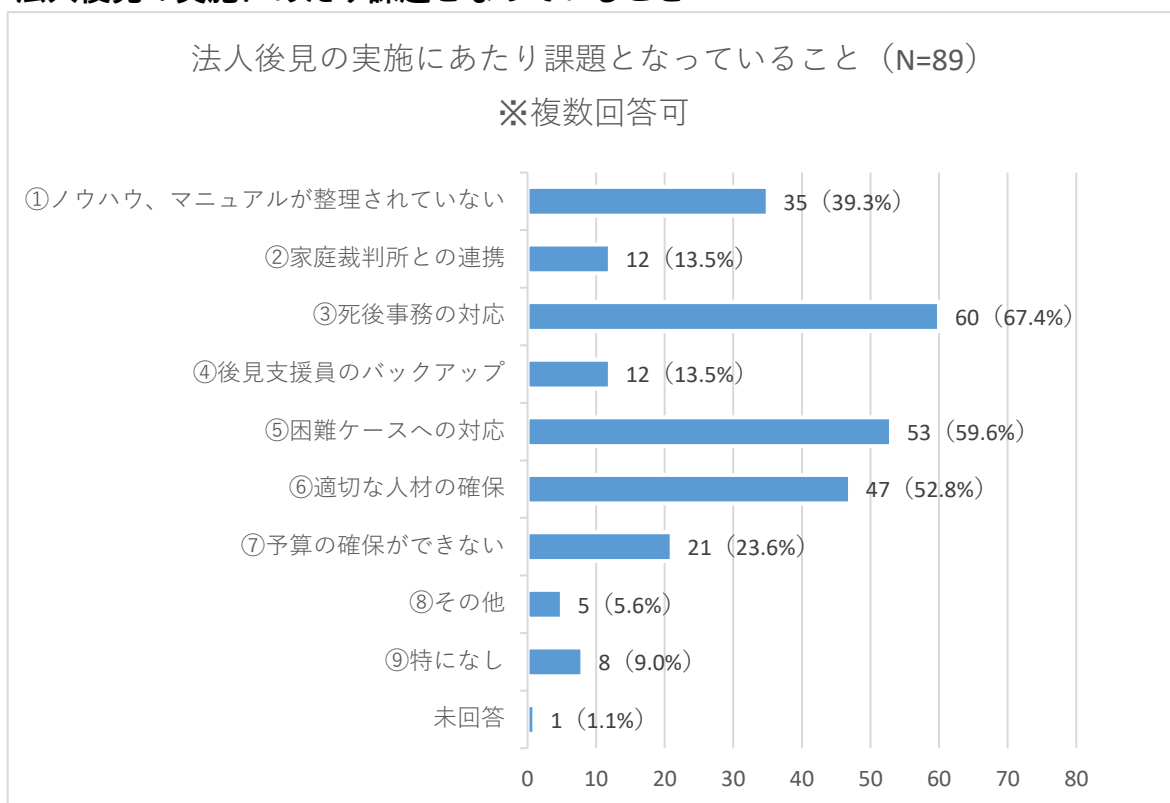
※受任体制が「あり」の81か所

「その他」の内容 ※未回答を除く

- ・ 町内に住所があり、居住している方 ×2
- ・ 紛争性がない ×2
- ・ 特に受任要件を定めていない ×2
- ・トラブルがない
- ・ 原則として高額な財産を所有しない
- ・ 市内に居住していることと、受任調整会議の合議にもとづく

- ・ 市内在住、頼れる身内がない、多額の資産がない、法的な手続等を要しない、親族間等に紛争性がない、法定後見のみ
- ・ 資産要件、土地建物が無い
- ・ 親族などほかに適切な後見人が得られないもの
- ・ 親族間の争いがない、高額な財産がない
- ・ 相続等の紛争が無い。多大な資産等が無い。
- ・ 中核機関が設置する審査検討会及び管轄裁判所において、市民後見人相当と判断されたケースを受任
- ・ 紛争性がなく、長期的な受任が見込まれている
- ・ 本会が特に必要と認める方
- ・ 明文化はしていないが、紛争性のあるケースや法的支援が必要と考えられるケースについては専門職の受任を提案する場合がある。
- ・ 利用者の希望など

### 法人後見の実施にあたり課題となっていること

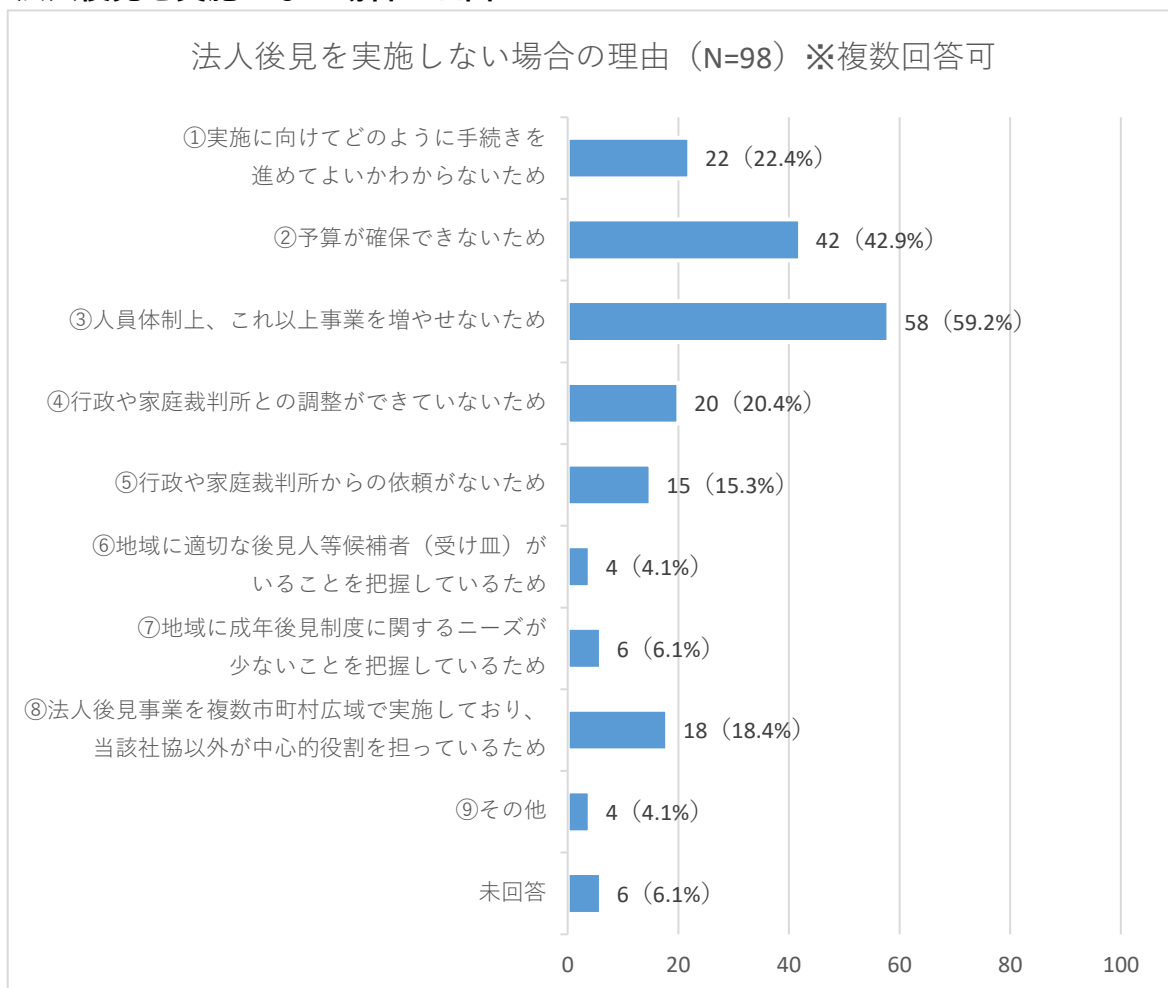


※受任体制が「あり」「体制構築に向けた準備、検討中」の89か所

「その他」の内容

- ・ 行政からの委託を受けて実施する予定だが、話し合いが十分でない
- ・ 社協職員の人員・人材不足。
- ・ 中核機関業務との両立
- ・ 町内に専門職がないため、社協の法人後見に利用者が集中すること
- ・ 法人後見は広域実施のため当社協では具体的な課題を把握していません

## 法人後見を実施しない場合の理由



※受任体制が「なし」の98か所

「その他」の内容

- ・ 現時点で必要性を確認できていないため
- ・ 事業に対応できる職員体制や仕組みが整えられる状況にないため
- ・ 実施に向けた検討を行っていないため。
- ・ 受け入れ体制 (未整備)